

第 4 次
防 府 市 地 域 福 祉 計 画
防 府 市 地 域 福 祉 活 動 計 画

< 令和 8 年度 ~ 令和 12 年度 >

誰もが安心して
明るく楽しく暮らしていける
まちづくり

～ 見守り合い 助け合い みんなでつくろう いきいき防府 ～

令和 8 年 4 月

防 府 市
防府市社会福祉協議会

はじめに

今日の地域社会は、人口減少や高齢化に加え、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い家庭や地域のつながりが変化する中、ひきこもりや虐待、経済的困窮など、地域福祉を取り巻く様々な課題が顕在化しています。また、一つの世帯で複数の「困りごと」を抱えるなど、既存の制度だけでは解決が困難な複雑で複合的な課題にも直面しています。

こうした課題を解決していくためには、誰もが地域の一員として役割を持ち、尊厳を持って自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められます。

この「地域共生社会」を実現するためには、住民や地域・関係機関・団体、事業者、企業、市社会福祉協議会等が地域の福祉課題を「我が事」としてとらえ、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、共に課題を解決していくことが必要です。

こうした中、本市では、市庁舎 2 階フロアを「福祉の拠点」と位置づけて、福祉総合相談窓口を設置し、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題を抱える方やその家族に対して、包括的に支援が提供されるよう相談支援体制の整備に取り組んでまいりました。

本計画は「第6次防府市総合計画」を踏まえた地域福祉の充実の指針となる個別計画に位置付けられています。福祉分野の住民・地域・諸団体、そして行政がそれぞれの役割を果たし、市民の皆様が自分らしく輝き続けられるよう、本計画を「羅針盤」として掲げ、基本理念である「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり」の実現に向け、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力をいただいた防府市地域福祉推進協議会の委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査や地区座談会等で貴重な御意見をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年4月

防府市長 池田 豊

今日、地域社会においては、少子高齢化や核家族化、そして地域コミュニティの希薄化などが進んでおり、本会が直面している福祉課題は、複雑化・多様化しています。

このような情勢のなか、この度、防府市と本会が協働し、「第4次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は、これまでの計画の基本理念を継承しつつ、実施目標計画の成果と具体的な検証を行ったうえで、新たな施策を加味し、地域共生社会の実現に向けた発展的な指針となります。

本計画の最大の柱は、地域課題を「我が事」として捉え、支援を必要とする方を制度・分野を問わずどこまでも「丸ごと」受け止められるよう、複雑化する課題へのアウトリーチと生活支援活動を強化する包括的体制支援の整備を推進することです。

今後は、本計画に掲げる基本目標である「地域福祉を支えるひとつづくり」「地域福祉を推進するための環境づくり」「誰もが安心して暮らせるしくみづくり」を達成するため、住民、関係機関・団体、行政、そして本会が一体となって取り組みを進めてまいります。

市民一人ひとりが、あたたかい思いやりの心を持ち、互いに支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、本計画への深い御理解と、積極的な御参画・御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、長期間にわたり熱心に御協議いただきました推進委員の皆様、アンケート調査や地区座談会などを通じて貴重な御意見をいただきました地域住民の皆様にご心から感謝し、お礼申し上げます。

令和8年4月

社会福祉法人 防府市社会福祉協議会
会 長 石 田 和 雄

この度、「第4次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」が、市行政をはじめ、市民の皆様、市社会福祉協議会並びに地区社会福祉協議会のご協力のもと、ここに策定の運びとなりましたことを、大変感慨深く存じます。

本計画の策定にあたりましては、委員各位による活発かつ真摯な議論を重ねるとともに、関係機関や市民の皆様から貴重なご意見を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。

地域福祉とは、生活上のさまざまな課題を抱える方々を含め、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域全体で支え合う仕組みを構築し、必要な支援を包括的に提供していく取組です。その実現には、行政のみならず、地域住民、関係団体、専門職がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくことが不可欠です。

防府市においては、これまでも自治会活動や見守り活動、ふれあいいいききサロンなど、地域に根差した福祉活動が積み重ねられてきました。しかしながら、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、人と人とのつながりに大きな影響を及ぼし、地域における交流や支え合いの機会を制限する結果となりました。こうした経験を経て、改めて「きずな」の大切さが再認識されているところです。

また、令和2年の社会福祉法改正により、地域包括ケアシステムのさらなる推進とともに、高齢者、障害者、児童といった分野を超えた包括的支援体制の整備が求められています。複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間にある方々、さらには自ら支援を求めることが困難な方々への対応も重要な課題です。そのためには、相談支援体制の充実と関係機関の緊密な連携、そして地域の皆様のご理解とご協力が欠かせません。

本計画が実効性のあるものとなるためには、今後も市民、地域社会、関係機関、行政が一体となり、不断の努力を重ねていくことが重要であります。本計画の策定過程で築かれた信頼と協働の関係を礎に、地域福祉のさらなる推進が図られることを心より期待いたします。

結びに、本計画の推進にご尽力いただくすべての皆様のご健勝とご発展を祈念申し上げます。

令和8年4月

防府市地域福祉推進協議会

会長 草平 武志

目 次

第1章	計画策定に当たって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置付け・性格
3	計画の期間
4	計画の策定体制
5	地域福祉を推進する活動単位
6	圏域と目指す地域福祉の設定
第2章	地域福祉を取り巻く状況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・P. 13
1	防府市の状況
2	地域における課題
第3章	計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・P. 29
1	基本理念
2	基本目標
3	活動目標と実施目標
第4章	地域福祉推進のための取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・P. 35
	基本目標Ⅰ 地域福祉を支えるひとづくり
	基本目標Ⅱ 地域福祉を推進するための環境づくり
	基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるしくみづくり
第5章	計画の推進と評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・P. 67
1	計画の推進体制
2	それぞれの役割
3	財政上の措置
4	計画の評価
資料編	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 71
1	防府市地域福祉推進協議会設置要綱
2	防府市地域福祉推進協議会委員名簿
3	防府市地域福祉連絡会議設置要綱
4	地域福祉に関する法律や制度の動向
5	計画の策定経過
6	用語解説
7	市民アンケート調査及び地区座談会報告書

◎「*」が付されている用語は、P.79～P.83の「用語解説」を参照してください。

第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、昭和58年に行った“福祉都市宣言”の下、“誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり”の基本理念に基づき、市^{*}社会福祉協議会と連携して、平成23年(2011年)3月に「第1次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」を策定しました。その後一部見直しを行い、平成28年3月に策定した第2次計画では、「地域の支え合い」の重要性を、令和3年3月に策定した第3次計画では、「我が事・丸ごと」の地域づくりを実現する「^{*}地域共生社会」の実現を目指して取組を推進してきました。

こうした中、令和2年の社会福祉法改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図ることとされました。

近年、少子高齢化の進行や核家族化等による家庭機能の低下、個人の価値観やライフスタイルの多様化変化など地域での連帯感の希薄化や相互扶助機能のせい弱化が進んでいます。

また、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人、世帯単位で複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とするなど、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度では対応が困難なケースが増えており、地域が抱える課題は複雑化・多様化しています。

これまでの計画における理念や課題への対応を継続し、刻々と変化する社会の状況とそれに対応する新しい福祉施策を踏まえ、今後5年間における市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体等が取り組む新たな指針となるべく、第4次計画を策定しました。

(参考) 福祉都市宣言(昭和58年3月22日)

地方自治の本旨は住民の社会福祉の向上にあることは、言をまたないところである。

本市は地理的条件に恵まれ、県の中核都市として産業・経済及び文化等に飛躍的な発展を遂げている。

しかし反面、生活水準向上のかけに発生している各種の障害、高令化は年々増加の傾向にある現状も決してゆるがせにはできない。

「心のかようきめ細い福祉」を求める市民の願いを全市民の協力のもとに福祉への多種多様化する需要に対し、時代に即応した福祉施策を強力に推進していかなければならない。

市民はすべてが健康で、文化的な生活を営めるよう市民一人一人があたたかい思いやりのある福祉の心を育て、明るい活力のある福祉都市の建設を決意し、ここに防府市を「福祉都市」とすることを宣言する。

(注意) 昭和58年当時の原文のまま掲載していますので、漢字の使い方など現代の表現とは異なる場合があります。

2 計画の位置付け・性格

本計画における「地域福祉計画」は、地域福祉の推進を基本理念の一つに掲げた社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、また、本市における行政運営の最上位計画である「防府市総合計画」を踏まえた地域福祉の充実の指針となる個別計画に位置付けられます。

加えて、これまでも地域福祉を総合的に推進するための計画として、福祉分野における上位計画としての性格を有しておりましたが、平成29年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の充実の中で、法的にも上位計画として位置付けられました。さらに令和2年の改正では、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備に努めることとされました。本計画は、本市の福祉分野における総合的な上位計画と位置付けています。

なお、具体的な取組は、それぞれの個別計画において施策を展開していくこととしています。

また、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画となります。

市が策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」が目指すところは地域福祉の推進という共通の目的を持っており、互いに補完・補強し合う関係が望まれることから、内容の共有等、一体となって地域福祉を推進する必要があると考え、市民アンケートや地区座談会及び防府市地域福祉推進協議会等を^{*}協働で実施しました。こうして、基本的な取組の方向性を示す「地域福祉計画」と、市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体それぞれの役割を示す「地域福祉活動計画」を、一体的な計画として本計画をまとめました。

さらに、平成28年4月の「^{*}成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、市町村が定める基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）を包含する計画とします。

本計画は、地域を挙げて地域福祉の推進に取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会を目指すものであります。今後は、本計画をそれぞれの地域で十分に理解、認識していただき、それぞれの実情に合った具体的な取組等を協議、検討いただき、実りある地域福祉の推進を図っていただくことを期待するものです。

(参考) 社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(参考) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条(市町村の講ずる措置)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

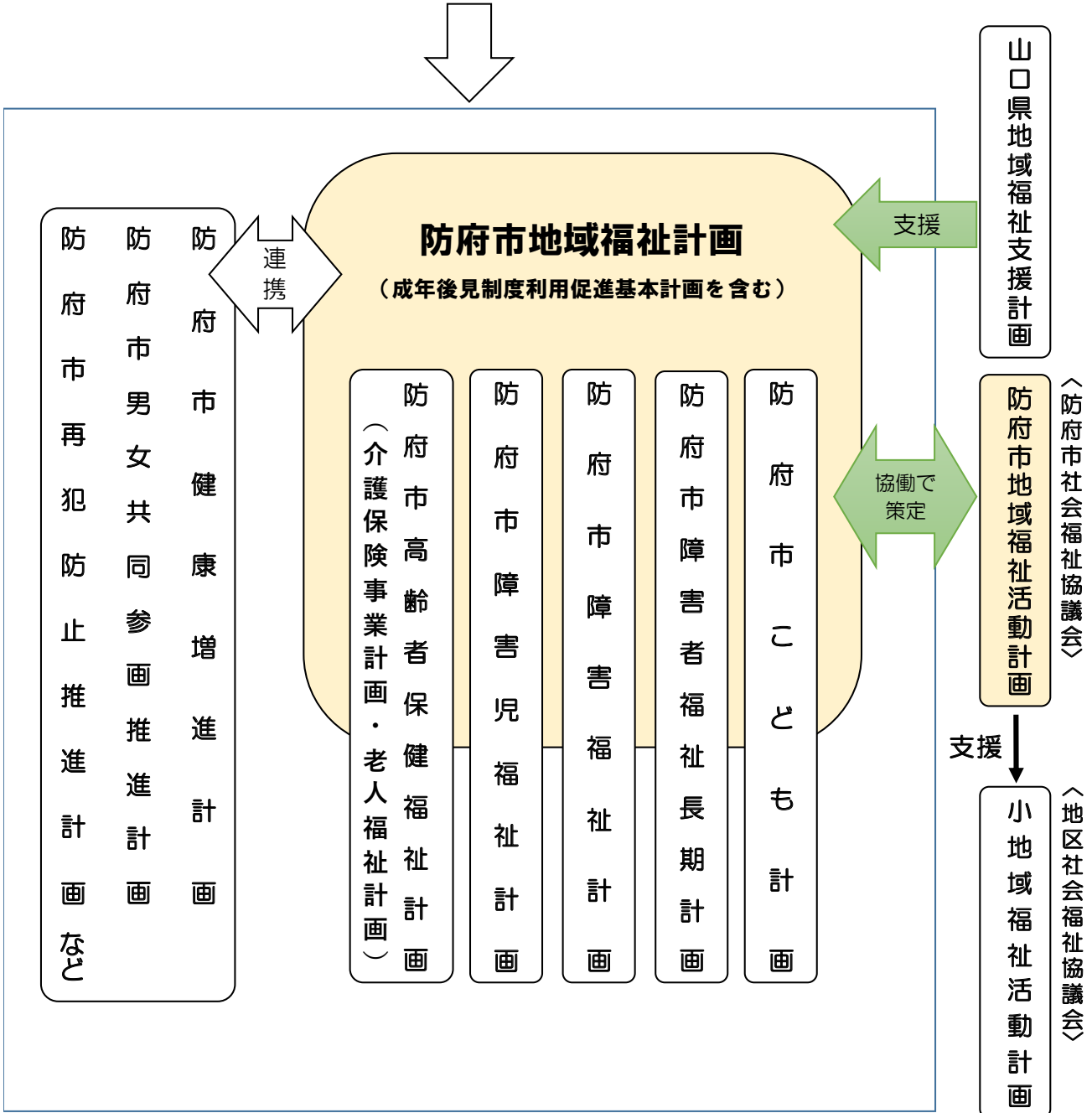


本計画は、2015年9月の国連サミットで採択された SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標の略称で、2016年から2030年までの15年間で達成を目指す17の目標)の精神を踏まえ、持続可能なまちづくりを推進します。SDGs には17のゴールがあり、地域福祉計画で主に取り組むゴールは次のゴールとなります。

- 1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する。

総合計画や他の個別計画等との関係

第6次防府市総合計画



3 計画の期間

本計画の期間は、本市の総合計画や福祉関連計画等の計画期間も考慮し、令和8年度から令和12年度までの5か年計画とします。

なお、計画策定後は、必要に応じて見直しをしていきます。

計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第5次防府市総合計画 輝き！ほうふプラン (令和3年度～令和7年度)					第6次防府市総合計画 輝き！ほうふプラン (令和8年度～令和12年度)				
第3次 地域福祉計画・地域福祉活動計画 (防府市・防府市社会福祉協議会) (令和3年度～令和7年度)					第4次 地域福祉計画・地域福祉活動計画 (防府市・防府市社会福祉協議会) (令和8年度～令和12年度)				

[参考] 福祉分野の他の個別計画

- | | |
|--------------------------------------------|--------------|
| ○ 第10次防府市高齢者保健福祉計画
(第9期介護保険事業計画・老人福祉計画) | 令和6年度～令和8年度 |
| ○ 第5次防府市障害者福祉長期計画 | 令和3年度～令和8年度 |
| ○ 第7期防府市障害福祉計画 | 令和6年度～令和8年度 |
| ○ 第3期防府市障害児福祉計画 | 令和6年度～令和8年度 |
| ○ 防府市こども計画 | 令和7年度～令和11年度 |
| ○ 第6次防府市男女共同参画推進計画 | 令和5年度～令和9年度 |
| ○ 第3次防府市健康増進計画 | 令和8年度～令和17年度 |
| ○ 第2次防府市再犯防止推進計画 | 令和8年度～令和12年度 |

4 計画の策定体制

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、公私協働による計画策定が重要であるため、市と地域福祉の推進役である市社会福祉協議会とが連携して策定作業を進めました。

(1) 防府市地域福祉推進協議会

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定を行い、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を反映するため、計画全般にわたり協議しました。

計画策定後は、市における地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、計画の進行管理・見直しを行います。

(2) 市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、本計画を策定する上での基礎資料とすることを目的として、令和6年7月から8月に「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

(参考) 市民アンケート「地域福祉に関する意識調査」の実施結果

- 調査対象 : 18歳以上の防府市民2,000人
- 抽出方法 : 層化抽出法
- 調査方法 : 郵送配布し、郵送による回収またはオンラインによる回答
- 回答者 : 729人(回答率36.5%)

(3) 地区座談会

地域住民が自ら考え、様々な意見をまとめて地域の課題を明確にしていくことを目的とした地区座談会を、市内4か所において開催しました。

地区座談会には、自治会や地区社会福祉協議会を始め地域で活動されている様々な団体の関係者や住民が参加され、自分たちの地域の生活の困り事(生活課題)とそれに対する解決方法について熱心に討論が行われ、親和図法(俯瞰技法)により意見の集約を図りました。

(参考) 地区座談会の開催状況

- 右田地区 : 令和6年 5月18日(土)開催 参加人数 88名
- 西浦地区 : 令和6年 6月15日(土)開催 参加人数 62名
- 向島地区 : 令和6年 6月24日(月)開催 参加人数 49名
- 松崎地区 : 令和6年 7月10日(水)開催 参加人数 57名

(4) パブリックコメント*

令和7年11月25日から令和7年12月24日までの間、市役所本館1階閲覧コーナー、各出張所・公民館（ルルサス文化センター含む）、地域協働支援センター（ルルサス防府2階）、市ホームページで本計画の素案を公開し、広く市民等に意見の提出を求めるパブリックコメントを実施しました。

Memo

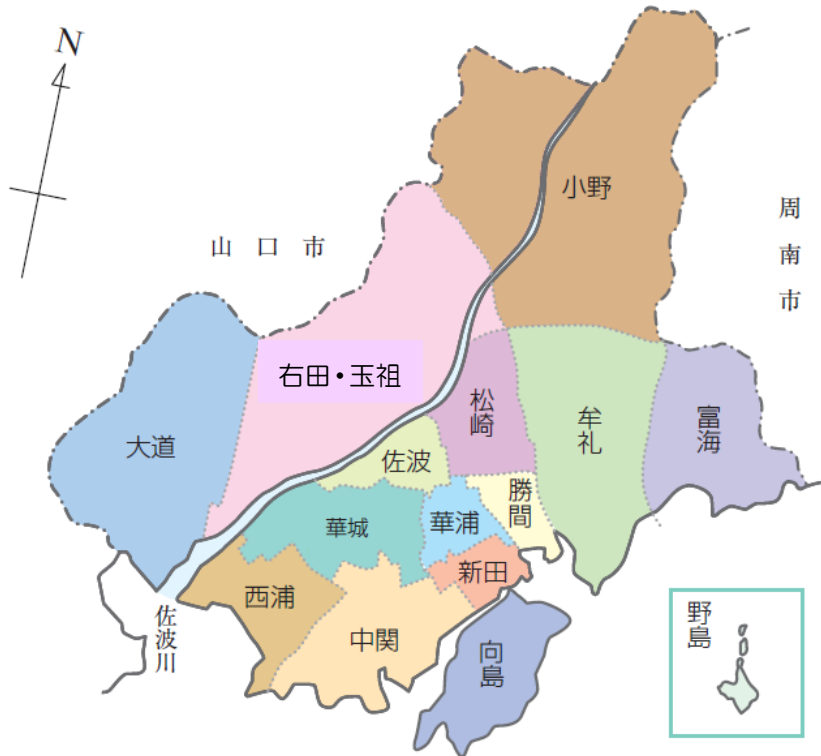


つぼみちゃん

5 地域福祉を推進する活動単位

地域福祉計画については、市の行政計画との位置付けがあり、関係する他の個別計画との整合性の観点から市内全域を地域福祉推進の対象範囲としています。しかし、課題については少子高齢化といった市内全域にわたる共通課題がある一方で、山間部や中心市街地等住む地域によって抱える課題は多種多様であると考えられます。

誰もができるだけ身近な地域でその地域に合った適切なサービスの提供や施策の展開が求められていることから、本計画の推進に当たっては、住民参加によるこれまでの地域活動の実績も鑑み、第3次計画に引き続き15の地区社会福祉協議会を活動単位として捉えることとします。

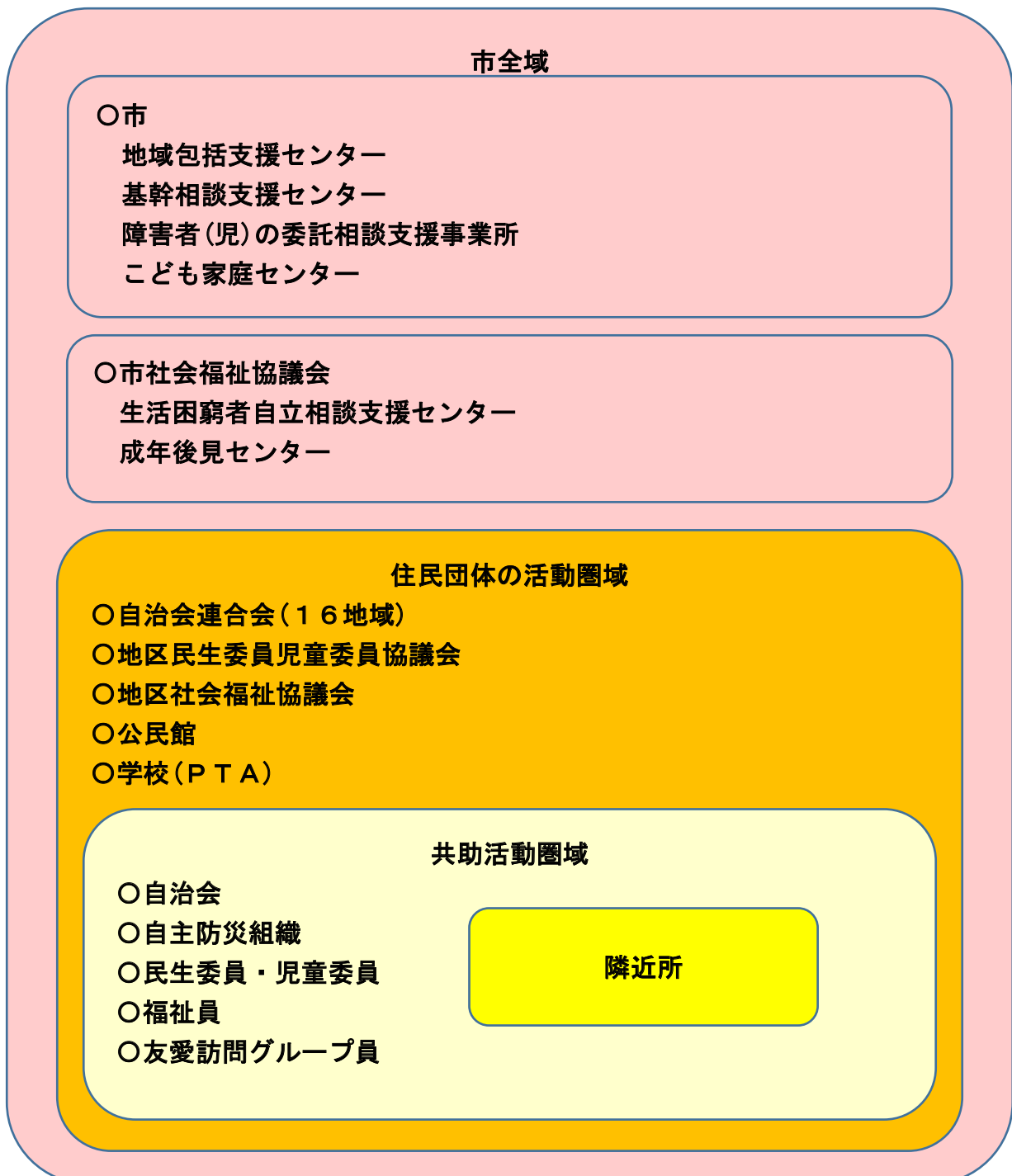


6 圏域と目指す地域福祉の設定

地域福祉において、関係する住民や関係機関等の活動や対応において、様々な範囲が想定されます。

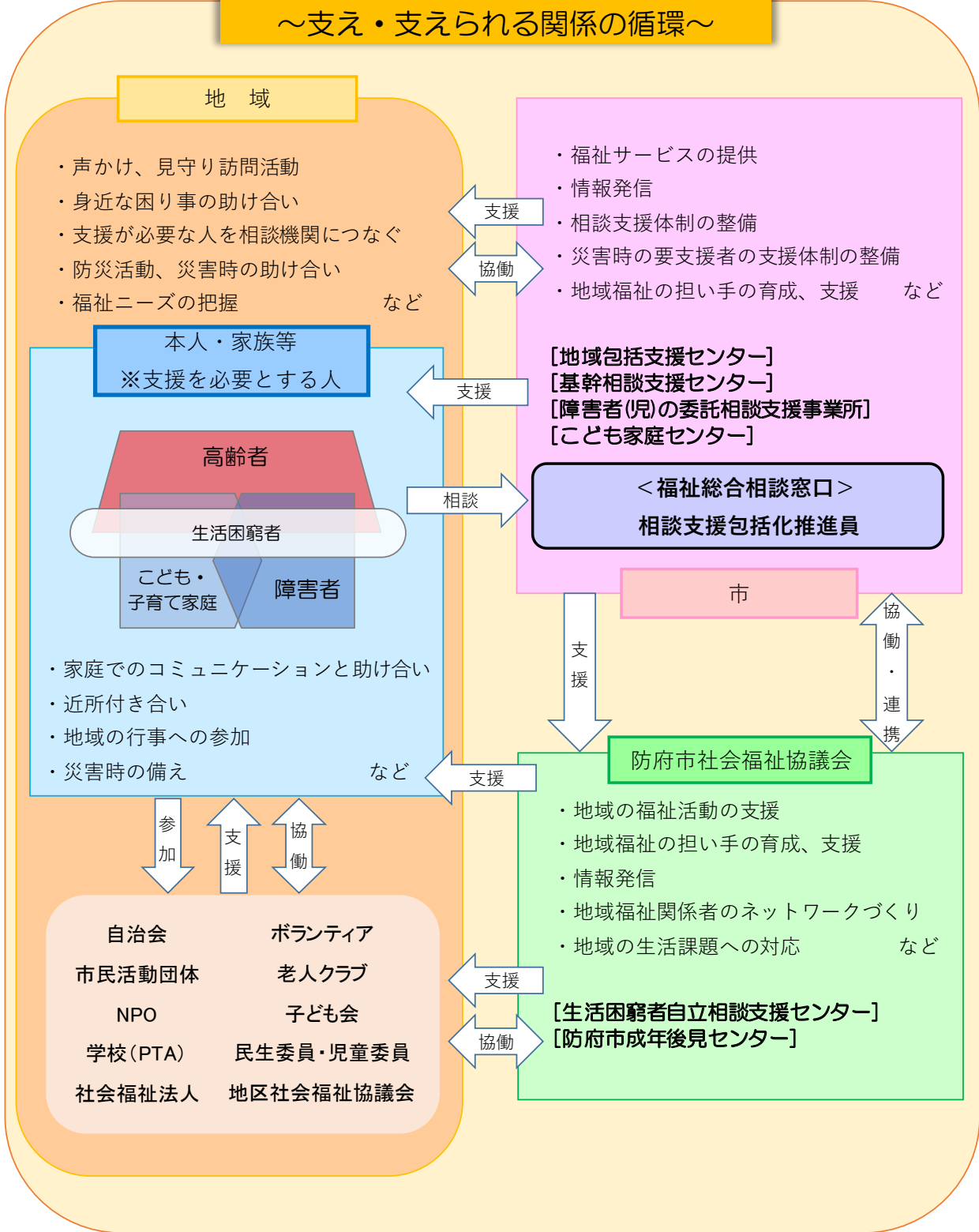
本計画では、関係機関等の活動や対応における圏域を想定し、相互に連携を取りながら施策の展開を図っていくものとします。

圏域のイメージ



< 目指す地域福祉のイメージ >

「我が事」「丸ごと」の地域づくり
～支え・支えられる関係の循環～



第2章

地域福祉を取り巻く 状況と課題

1 防府市の状況

(1) 人口の状況

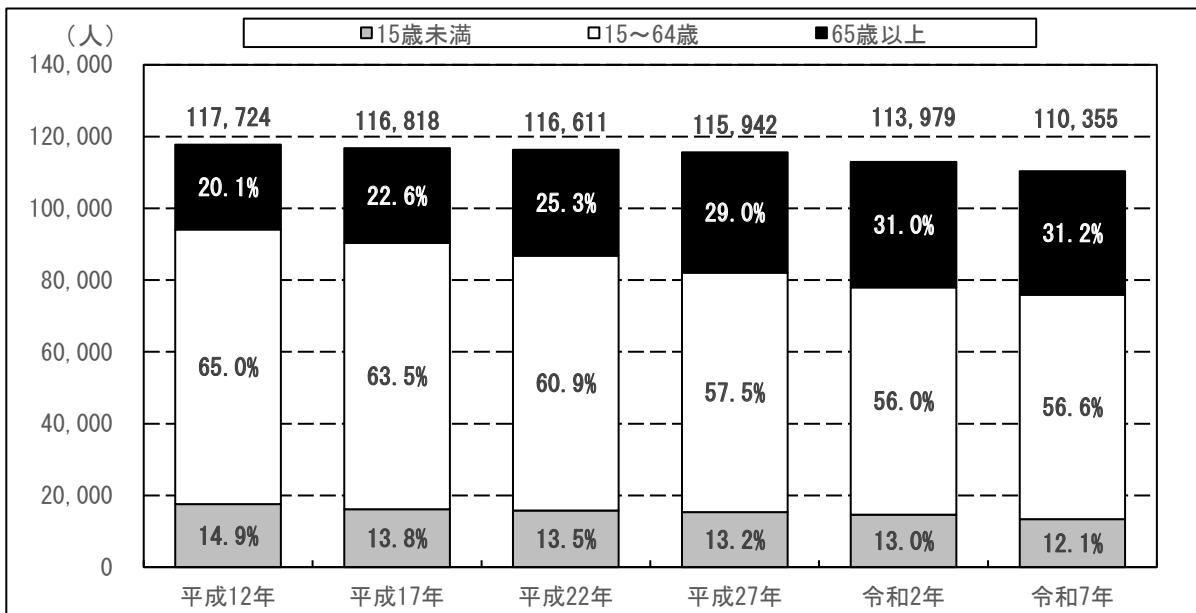
1 人口の推移

本市の総人口は、平成7年以降微減からほぼ横ばいで推移しており、一定の人口規模を保っています。

年齢別にみると、15歳未満の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の割合は、減少しています。一方、65歳以上の老年人口は年々増加しており、平成7年には老年人口の割合が年少人口の割合を上回り、令和2年には総人口の約3割を老年人口が占めています。今後も、少子高齢化が進行すると予想されます。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	117,724人	116,818人	116,611人	115,942人	113,979人	110,355人

年少人口 (0～14歳)	17,545人 (14.9%)	16,144人 (13.8%)	15,771人 (13.5%)	15,331人 (13.2%)	14,658人 (13.0%)	13,404人 (12.1%)
生産年齢人口 (15～64歳)	76,568人 (65.0%)	74,202人 (63.5%)	71,042人 (60.9%)	66,700人 (57.5%)	63,274人 (56.0%)	62,478人 (56.6%)
老年人口 (65歳以上)	23,610人 (20.1%)	26,387人 (22.6%)	29,506人 (25.3%)	33,582人 (29.0%)	35,036人 (31.0%)	34,473人 (31.2%)

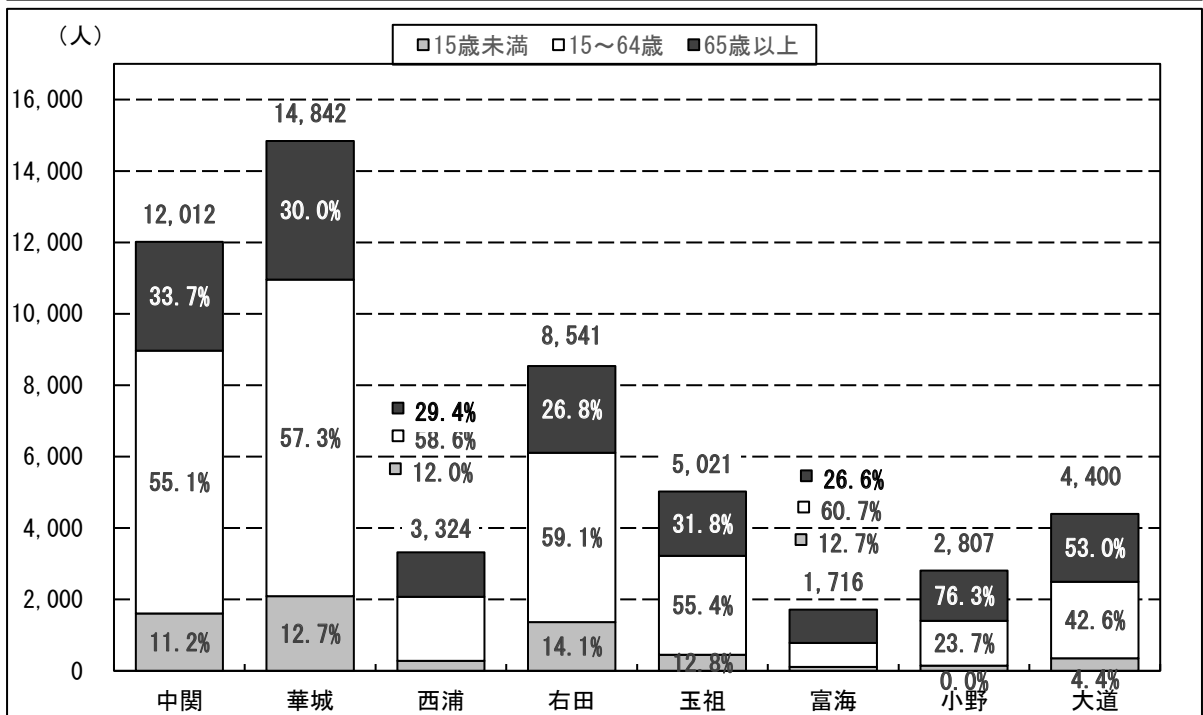
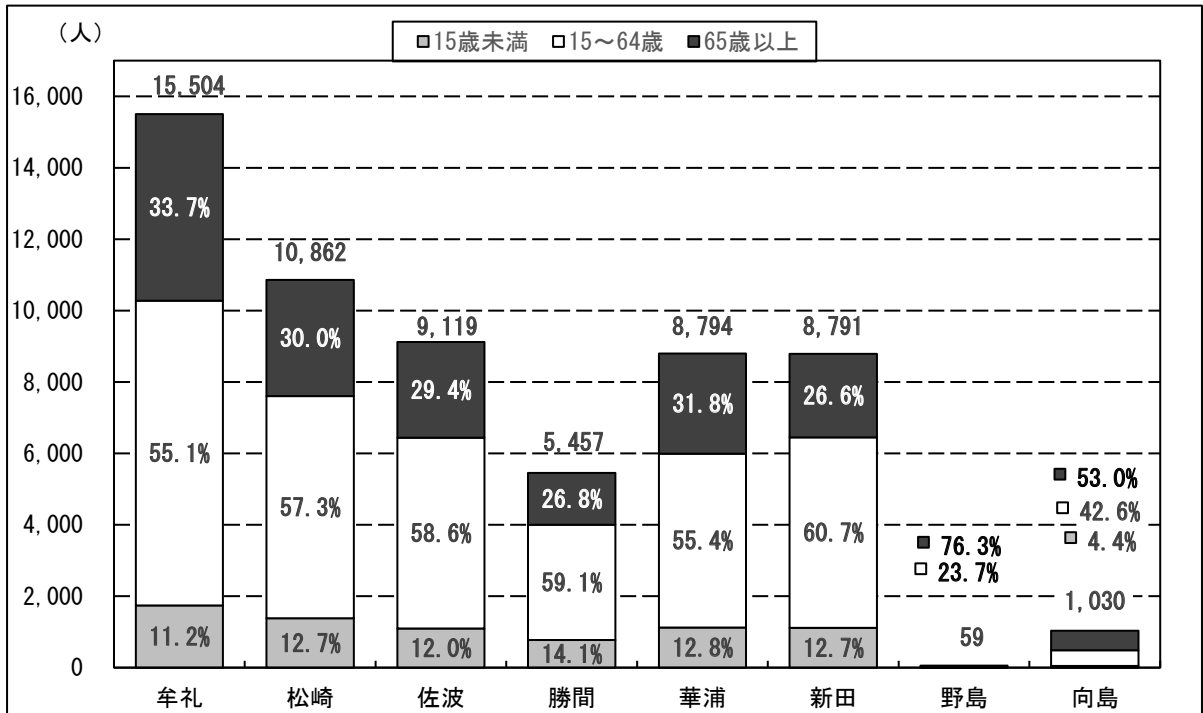


資料：平成12年～令和2年…国勢調査
令和7年…防府市人口ビジョン
※国勢調査の総人口には年齢不詳人口を含む。

2 地区別の人口の状況

地区別の人口をみると、牟礼、華城、中関の順に多く、野島、向島、富海の順に少ない状況です。

年齢別にみると、15歳未満の年少人口の割合は右田が最も高くなっています。しかし、全ての地区において、65歳以上の老年人口の割合が年少人口の割合を上回っており、特に野島、向島、富海、小野、大道では、老年人口が4割以上を占め、高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

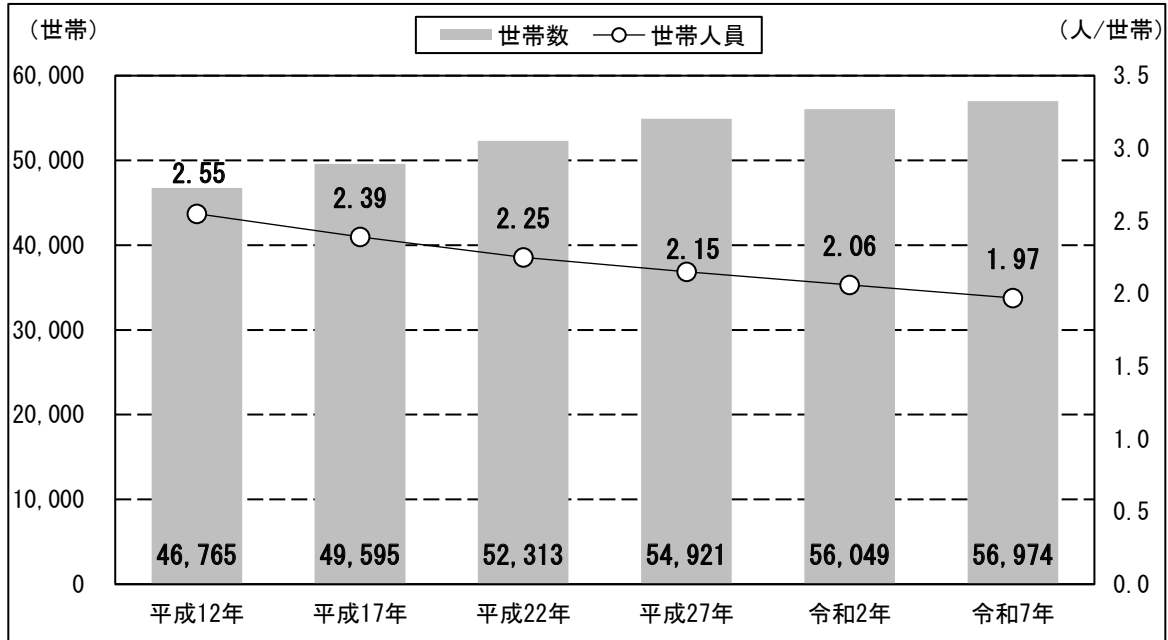


(2) 世帯の状況

1 世帯数・世帯人員の推移

総人口は微減からほぼ横ばいである一方で、総世帯数は年々増加しています。

また、一世帯当たりの人員は年々減少しており、ひとり暮らし世帯の増加や核家族化が進行していると考えられます。

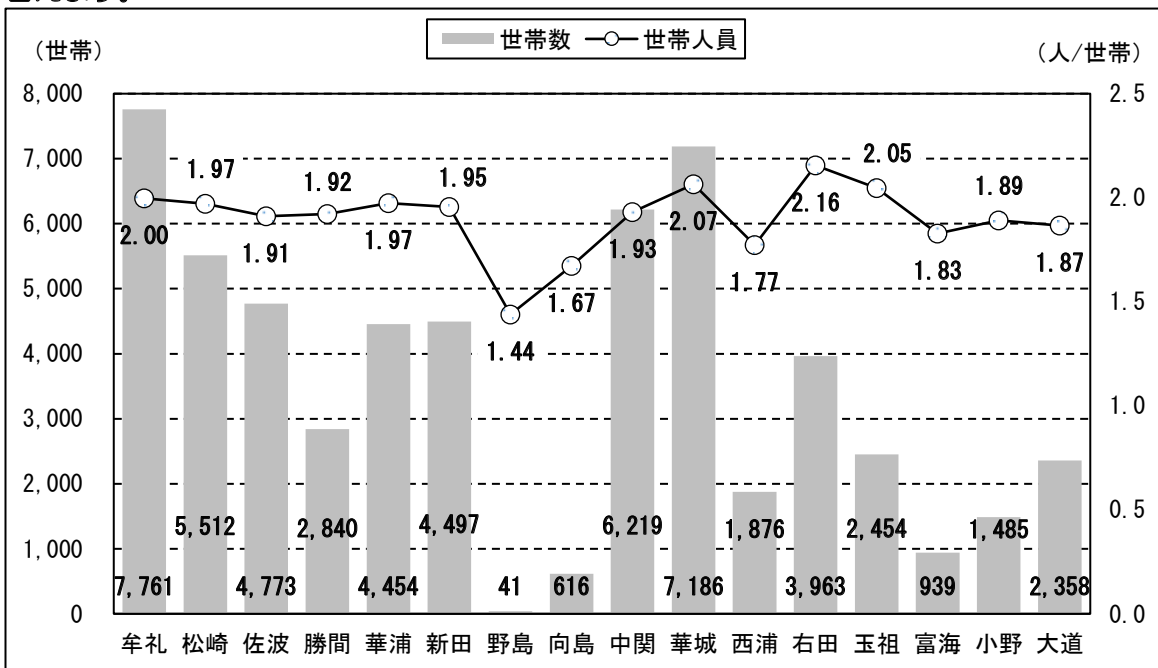


資料：平成12年～令和7年…市民課事務概要
 ※世帯人員＝総人口÷総世帯数

2 地区別の世帯数・世帯人員の状況

地区別の世帯数をみると、ほぼ人口規模に比例しています。

また、一世帯当たりの人員をみると、右田が最も多く、次いで華城、玉祖、牟礼となっています。上位4地区以外は、一世帯当たりの人員が2人を下回っており、ひとり暮らし世帯が多いと言えます。



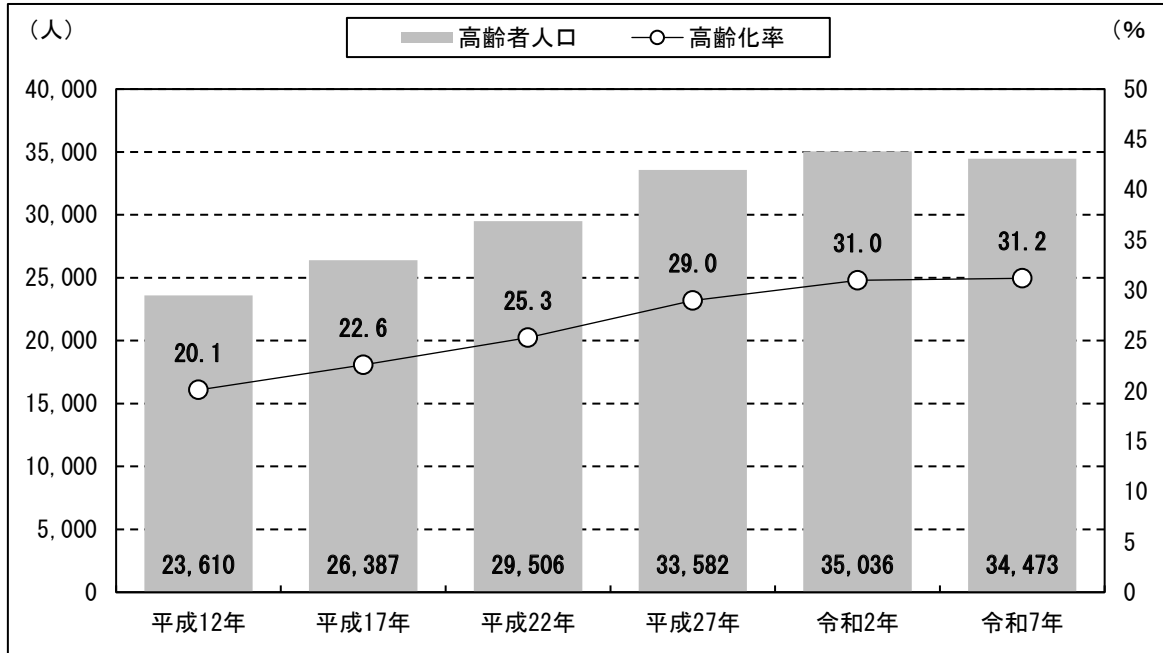
資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

(3) 高齢者の状況

1 高齢化率の推移

高齢者人口（65歳以上）の増加に伴い、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も高くなっています。一般に高齢化率が14%を超えると「高齢社会」と呼ばれますが、本市では平成2年に14%を超え、令和7年には31.7%という高い高齢化率を示し、高齢化が進んでいると言えます。

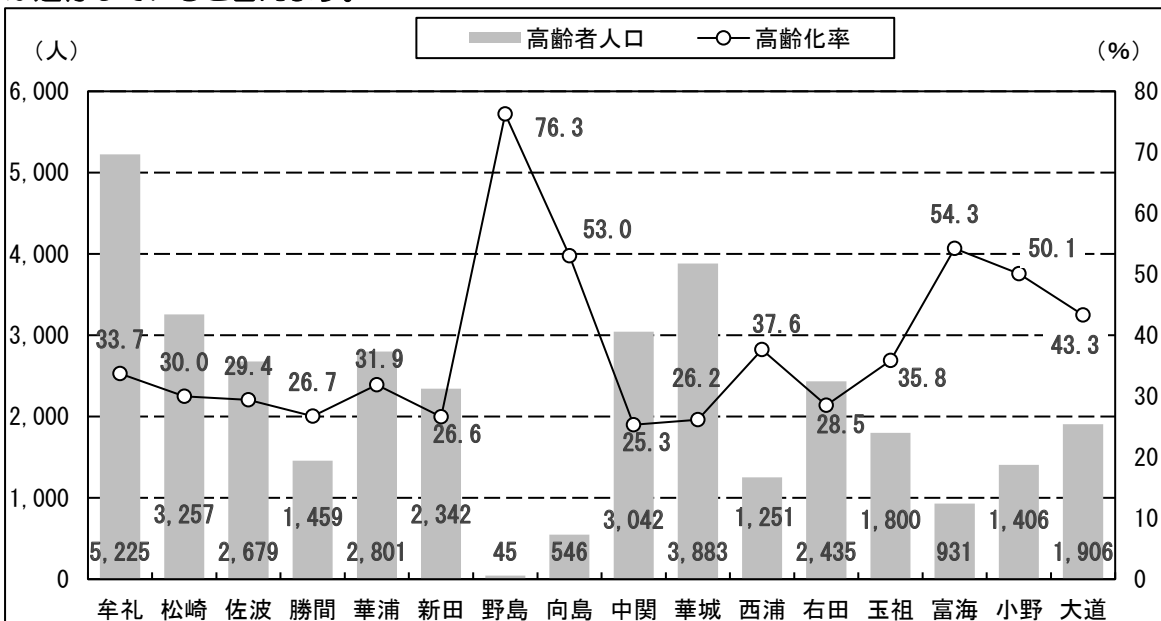
なお、総務省統計局の推計（令和6年10月1日現在）によると、高齢化率は全国的にも29.3%と超高齢社会と呼ばれる21%を大きく超えており、中でも山口県は35.5%で全国6位となっています。



資料：平成12年～令和2年…国勢調査、令和7年…防府市人口ビジョン
 ※高齢化率＝高齢者人口÷総人口（国勢調査の総人口には年齢不詳人口を含む。）

2 地区別の高齢化率の状況

地区別の高齢化率をみると、野島、富海、向島の順に高く、人口の少ない地区において高齢化が進行していると言えます。



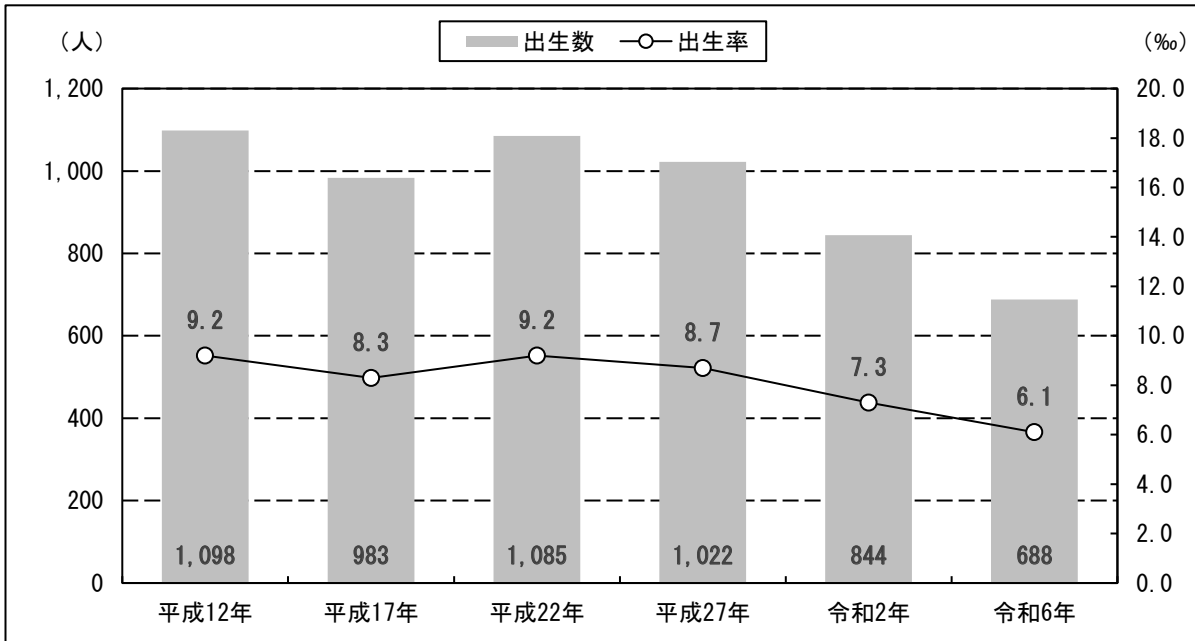
資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

(4) こどもの状況

1 出生の状況

出生数は、平成12年以降1,000人前後で増減を繰り返していましたが、令和元年以降は900人を下回り、令和6年には人口千人当たりの出生数の割合である出生率は6.1%という状況になっています。

また、一人の女性が生涯に産むこどもの平均数である合計特殊出生率は、全国的に低下を続けていましたが、平成17年を境に若干増加したものの、令和6年では本市で1.32、山口県で1.36となっています。しかし、現在の人口を維持するために必要とされる2.07を大きく下回っており、全国的に少子化が進行し総人口の減少傾向が続くものと予想されています。



資料：平成12年～令和6年…住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

※出生率（千人当たり）＝出生数／人口×1,000（単位：%）

合計特殊出生率

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
防府市	1.49	1.42	1.64	1.70	1.57	1.32
山口県	1.47	1.38	1.56	1.60	1.50	1.36
全国	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33	1.15

資料：防府市…人口動態調査、国勢調査、市町年齢別推計人口（山口県）から算出

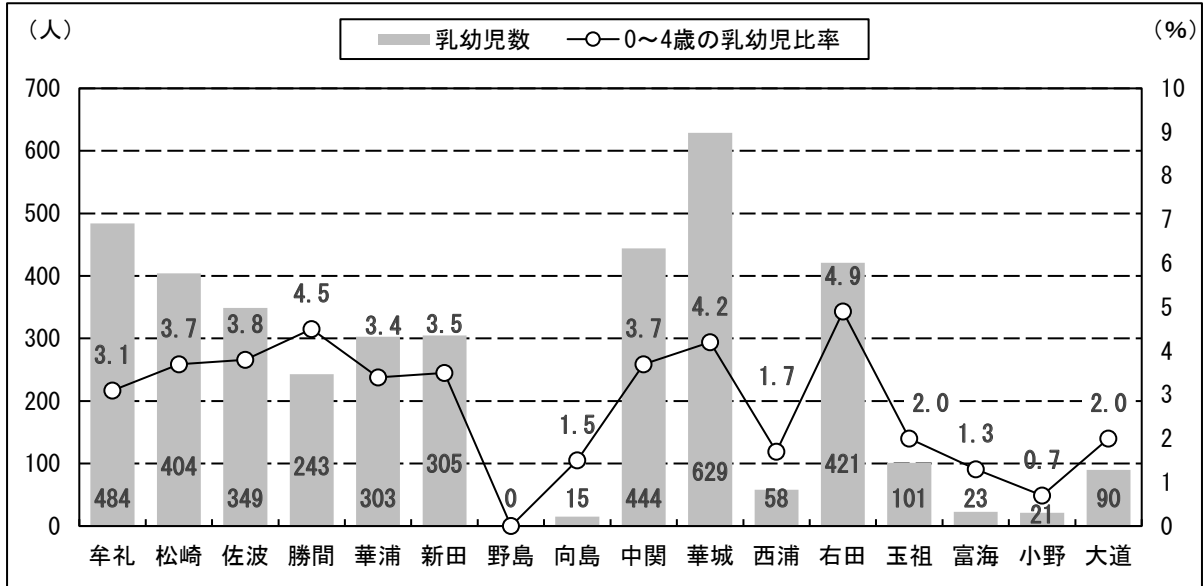
山口県・全国…人口動態調査

※合計特殊出生率：全国…母親の年齢15～49歳の各年齢における出生率の合計

山口県…母親の年齢15～49歳の5歳ごとの区分における出生率の5倍の合計

2 地区別の0～4歳の乳幼児の状況

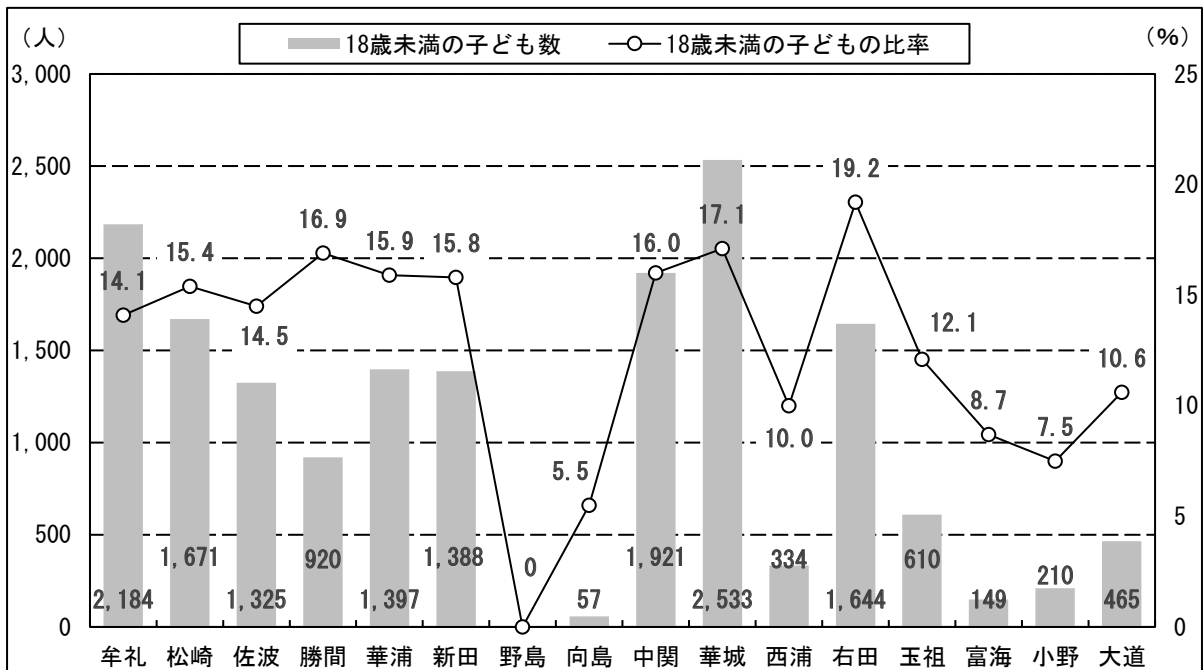
地区別の0～4歳の乳幼児比率をみると、本市全体では3.5%ですが、野島、向島、西浦、富海、小野においては2%を下回り低くなっています。4.5%を超えるのは右田のみであり、5年前に比べて多くの地区において比率が低くなっています。



資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

3 地区別の18歳未満のこどもの状況

地区別の18歳未満のこどもの比率をみると、0～4歳の乳幼児比率と同様に、野島、向島、小野、富海の順に低く、右田、華城、勝間、中関の順に高い状況です。



資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

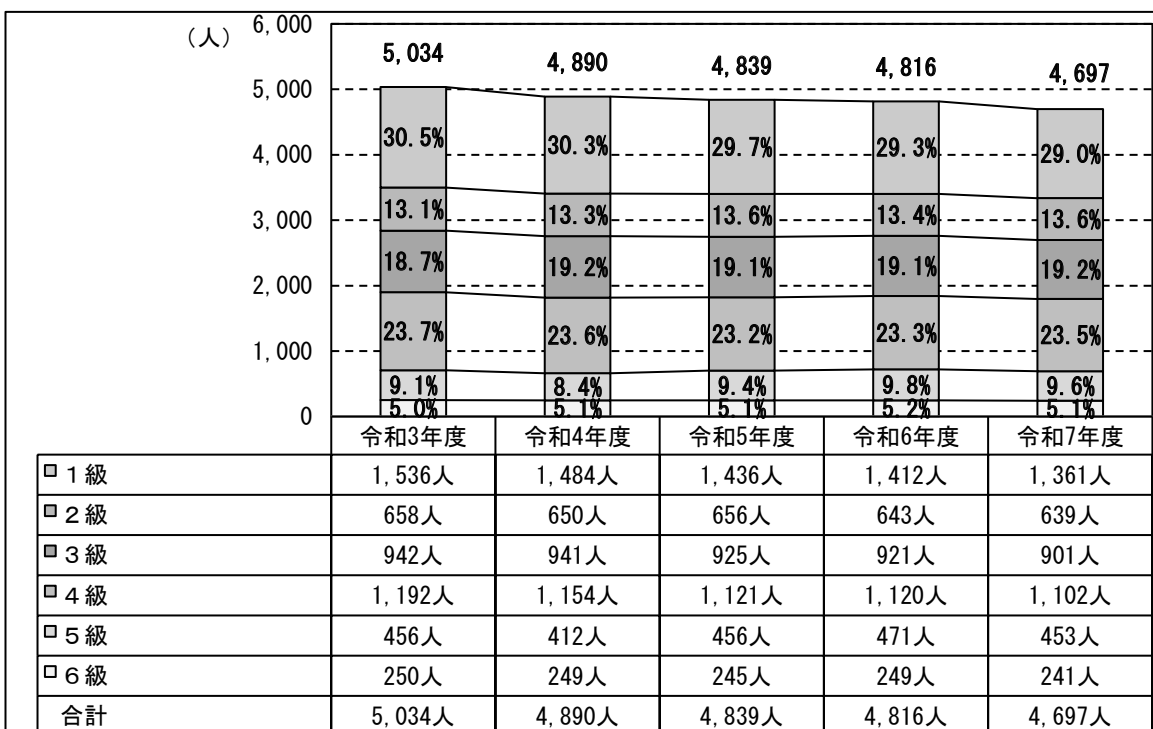
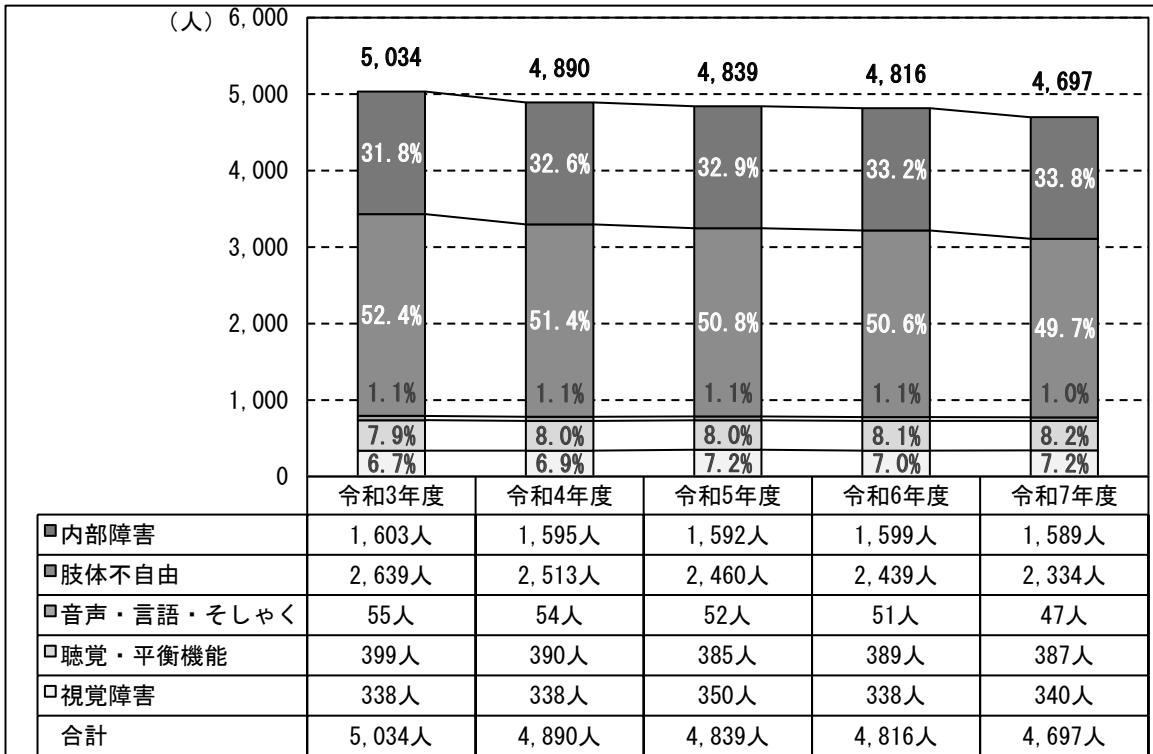
(5) 障害がある人の状況

1 身体障害者手帳の所持者の状況

令和3年度から令和7年度までの身体障害者手帳所持者数の推移をみると、緩やかに減少していることがわかります。

障害の種類別にみると、肢体不自由が最も多く、全体に占める割合は令和7年度において49.7%と約半数となっています。次いで、内部障害が33.8%となっています。

また、障害の等級別にみると、1級が最も多く、2級を合わせた重度の障害者は令和7年度において全体の42.6%を占めています。

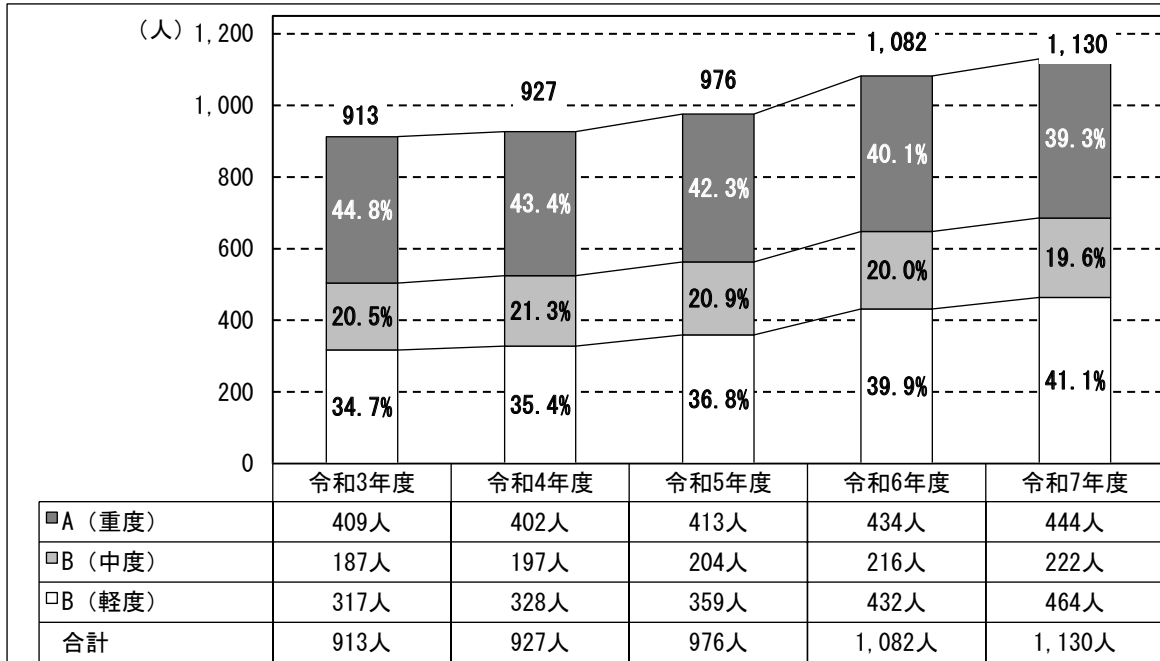


資料：障害福祉課資料（各年度4月1日現在）

2 療育手帳の所持者の状況

令和3年度から令和7年度までの療育手帳（知的障害者に交付）所持者数の推移をみると、身体障害者数と異なり増加していることが分かります。

また、障害の程度別にみると、令和7年度においてA（重度）が全体の39.3%を占めています。

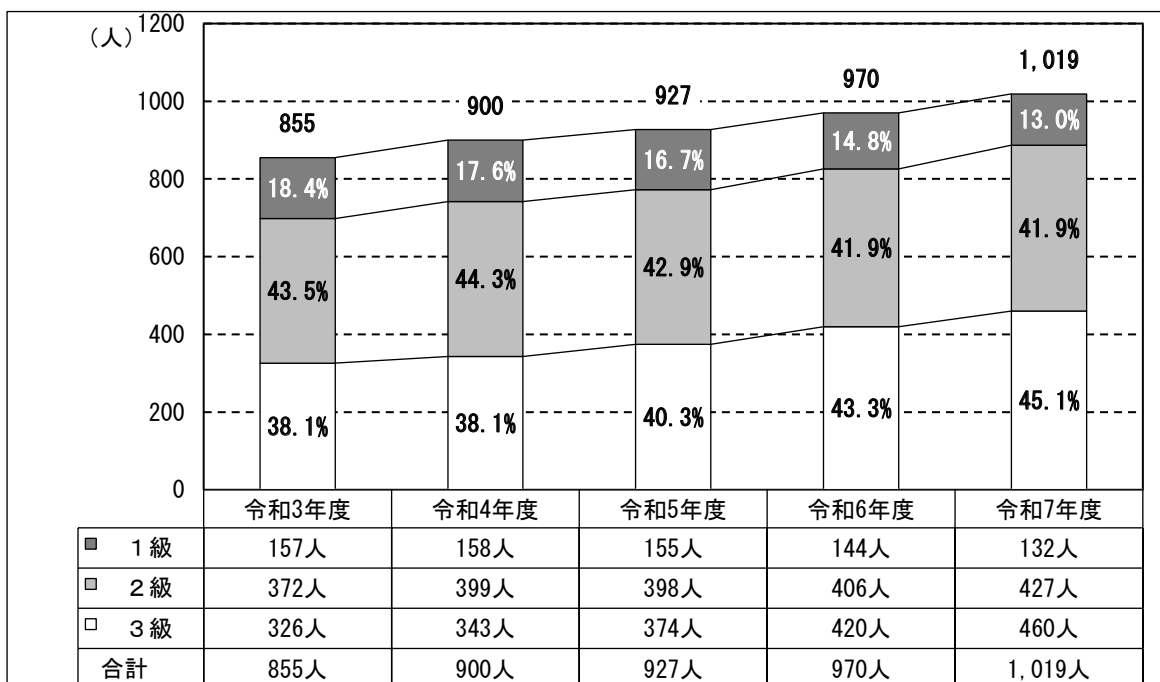


資料：障害福祉課資料（各年度4月1日現在）

3 精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況

令和3年度から令和7年度までの精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、徐々に増加しており、特に3級の増加が高くなっています。

また、障害の等級別にみると、令和7年度において1級と2級が全体の54.9%を占めています。

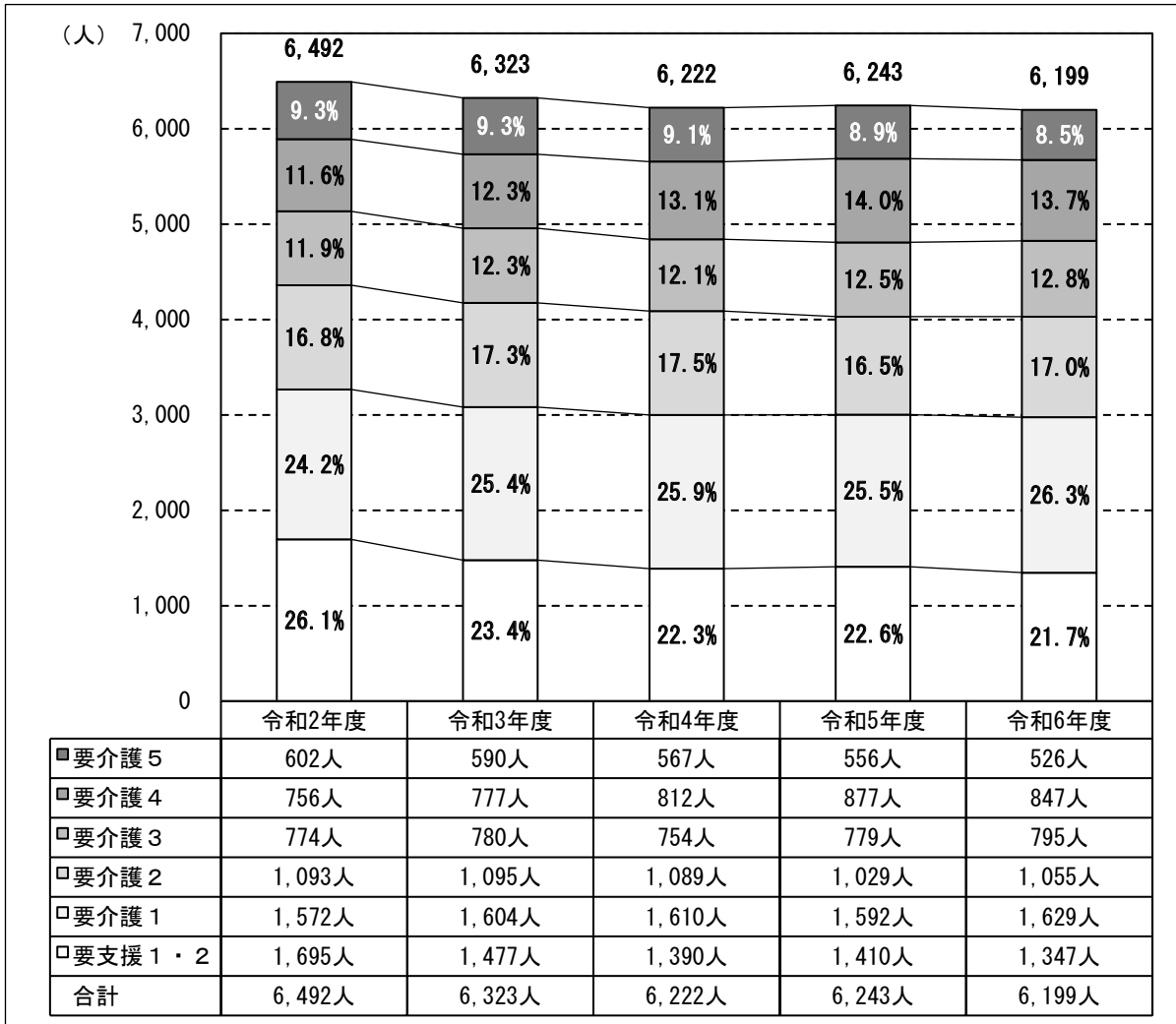


資料：障害福祉課資料（各年度4月1日現在）

(6) 支援を必要とする人の状況

1 要介護認定者数の推移

平成12年度に介護保険制度が施行されて以来、要介護認定者数は年々増加していましたが、令和2年度以降は、減少傾向にあります。



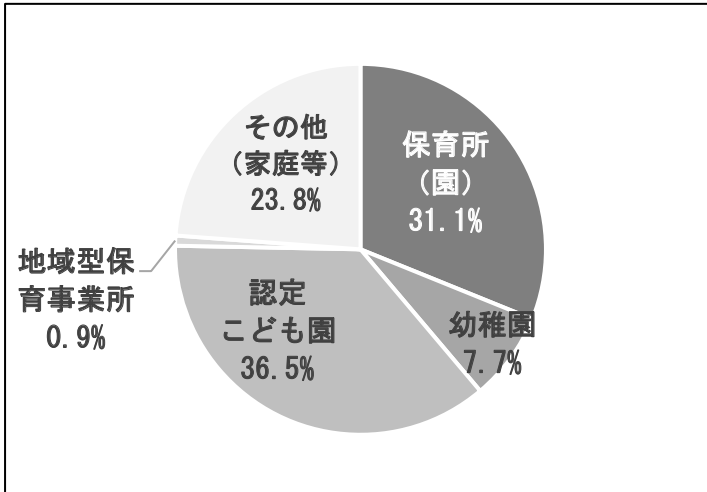
資料：高齢福祉課資料（各年度3月31日現在）



2 就学前児童の保育の状況

0～5歳の就学前児童の保育の状況をみると、約76%の児童が保育所（園）や幼稚園等に通っており、約24%の児童が家庭等で保育されています。また、近年の核家族世帯の増加や近所付き合いの希薄化等により、地域における子育て家庭の孤立化も懸念されています。

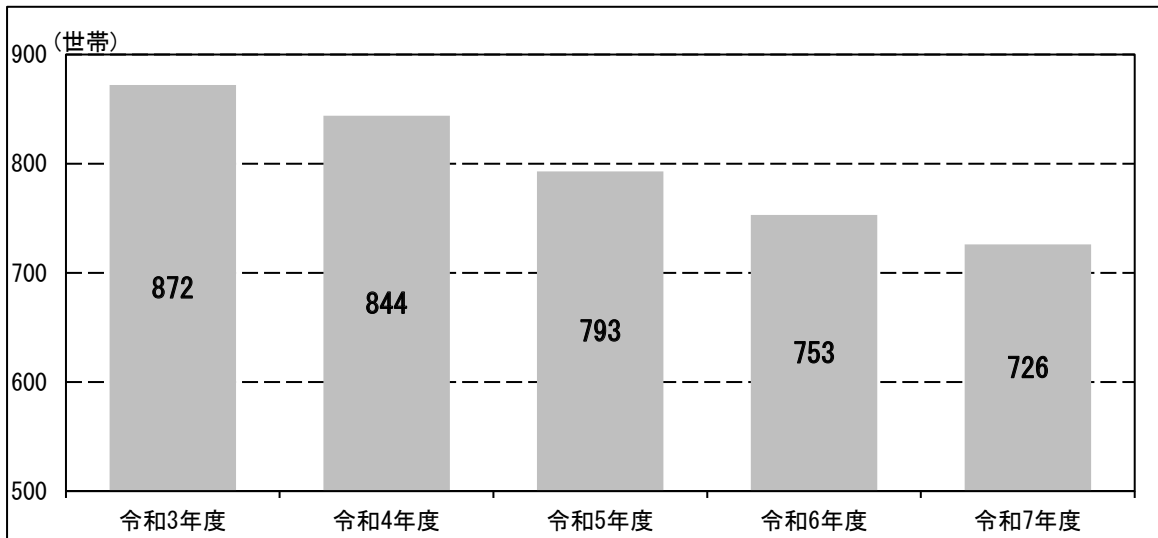
0～5歳 就学前児童数	保育所（園）	幼稚園	認定こども園	地域型保育 事業所	その他 （家庭等）
4,767人	1,484人 (31.1%)	367人 (7.7%)	1,739人 (36.5%)	42人 (0.9%)	1,135人 (23.8%)



資料：住民基本台帳、子育て推進課資料、学校教育課資料（令和7年5月1日現在）
 ※保育所（園）、幼稚園の保育人数には、市外に住民票のある児童の人数を含む。
 ※本市に住民票があり市外の保育所（園）、幼稚園に預けられている児童は、その他（家庭等）に分類される。
 ※地域型保育事業は平成27年4月に開始された新制度

3 児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当受給世帯数の推移をみると、減少傾向にあるものの、ひとり親家庭の約1割が受給している状況にあります。この背景には、経済的自立が困難なひとり親家庭の増加が起因していると考えられ、地域や行政等による支援を必要とする子育て家庭が一定数いることが分かります。

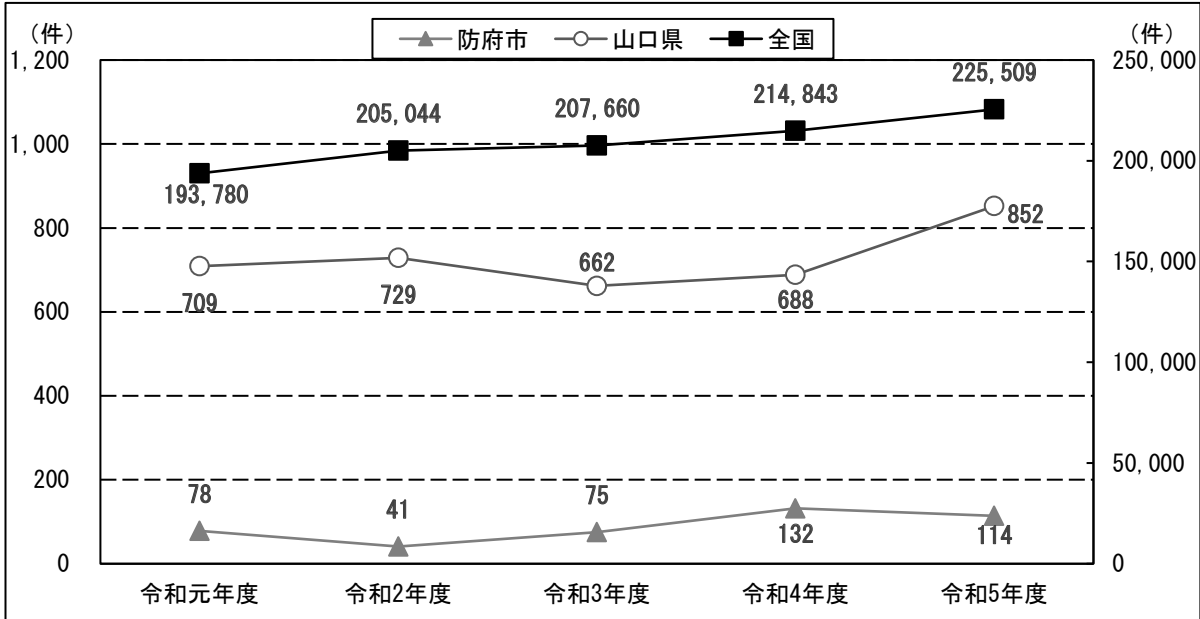


資料：子育て推進課資料（各年度8月31日現在）
 ※児童扶養手当：父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図る目的で支給される手当

4 児童虐待の相談の状況

近年、保護者からの虐待を受けてこどもの尊い命が奪われる事件が後を絶ちません。

児童相談所における児童虐待の相談の処理件数の推移をみると、全国的には年々増加しており、山口県や本市においては、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。

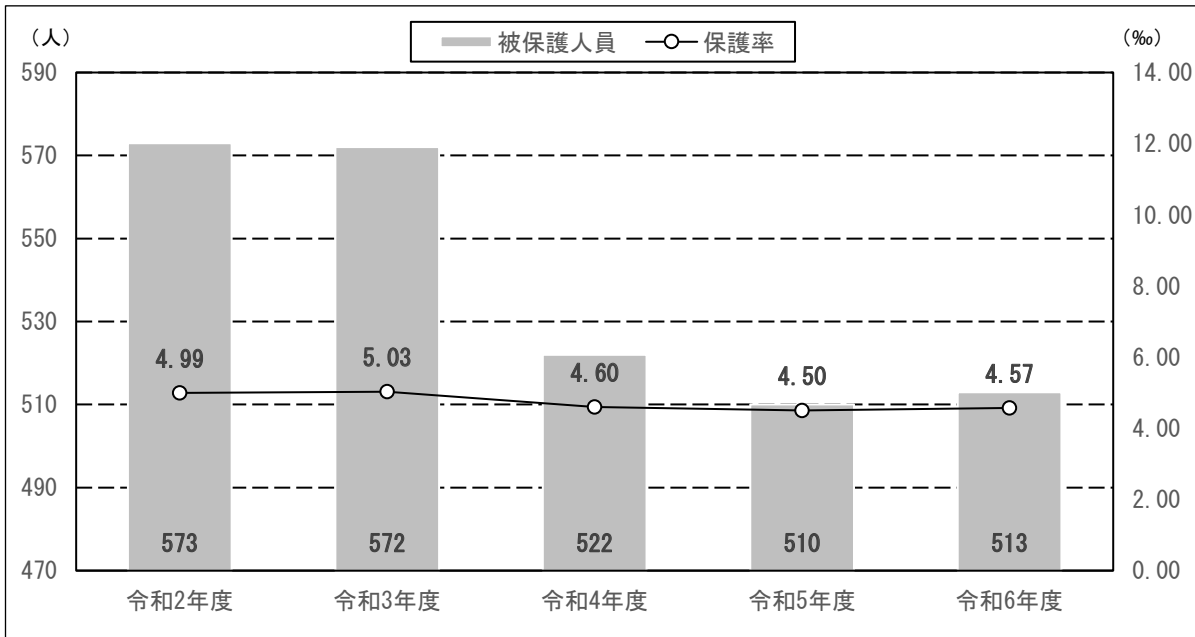


資料：厚生労働省、山口県児童相談所資料（各年度3月31日現在）、福祉行政報告例年度報

5 生活保護の被保護人員・保護率の推移

生活保護の被保護人員の推移をみると、令和4年度に大きく減少しています。

また、人口千人当たりの被保護人員の割合である保護率は微減しています。令和6年度と比較すると、本市の保護率は4.57‰ですが、厚生労働省の被保護者調査によると全国では16.2‰、山口県でも9.4‰という状況であり、本市の保護率は低いと言えます。



資料：生活支援課資料（各年度3月31日現在）
 ※保護率（千人当たり）＝被保護人員／人口×1,000（単位：‰）

6 ^{*}日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）利用者の状況

判断能力が不十分なため、日常生活に必要な金銭の管理に不安を抱えている人のための福祉サービスです。

利用者の障害類型のうち、認知症高齢者は減少傾向、知的障害者は増加傾向にあります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知症高齢者	16人	13人	11人	12人	10人	10人
知的障害者	14人	14人	18人	18人	17人	20人
精神障害者	13人	16人	16人	15人	15人	17人
その他	6人	4人	5人	6人	5人	5人
合計	49人	47人	50人	51人	47人	52人

資料：市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

7 成年後見制度の状況

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって自分ひとりで判断することが難しい人が、地域で安心して生活が送れるよう家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が財産の管理や福祉サービス等の契約を行い本人の権利を守り生活を支援する制度です。

令和6年の最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況（令和6年1月～12月）では、成年後見関係の申し立て件数は41,681件で、年々増加傾向にあります。そのうち、市区町村の申し立て件数は、全体の約24%を占めており対前年比3.8%の増加となっています。本市においても今後、高齢化、単身化の進行に伴い市長申し立ての需要が増加していくことが予想されます。

（防府市の「後見」、「保佐」、「補助」、「任意後見」、「市長申立」の件数）

	後見	保佐	補助	任意後見	計
令和6年	180人	45人	13人	1人	239人

	市長申立
令和6年度	18人

資料：「後見」、「保佐」、「補助」、「任意後見」は山口家庭裁判所出典（令和6年6月27日現在の利用者数）

：「市長申立」は高齢福祉課、障害福祉課出典（令和6年4月1日～令和7年3月31日の申立者数）

(7) 地域福祉に係る人材・団体等の状況

地域では、地域自治会連合会や地区社会福祉協議会を始め多くの人や団体等が協力して活動し、地域福祉を支えています。

1 人材・団体の状況

① ^{*}民生委員・児童委員

地区担当委員228人、主任児童委員27人、合計で255人がおり、地区担当委員一人当たり約250世帯を担当しています。

② ^{*}福祉員、^{*}友愛訪問グループ員

1つの自治会に対して1～2人の福祉員がおり、合計で286人の福祉員が活動しています。また、276グループ、675人の友愛訪問グループ員がおり、ひとり暮らし高齢者の訪問活動をしています。

③ 老人クラブ

53の単位クラブがあり、交流の輪を広げる活動等、地域に根ざした社会活動をしています。

2 住民が主体となった地域福祉活動の状況

① 見守りネットワーク

高齢者、障害のある人など支援を必要とする人を見守るため、民生委員・児童委員を中心に福祉員、友愛訪問グループ員、自治会役員等が協働し、274のネットワークが設置されています。

② ^{*}ふれあい・いきいきサロン

地域の誰もが気軽に参加でき、みんなで楽しく交流できる「地域の居場所」づくりを目指し、民生委員・児童委員、福祉員、友愛訪問グループ員等を中心として136か所が設置されています。

3 ^{*}市ボランティアセンターの状況

36の団体、106人の個人が登録され、障害のある人との交流や施設でのボランティア活動等をされています。

[地区別の人材・団体等の状況]

地 域	自 治 会	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	福 祉 員	友 愛 訪 問 グ ル ー プ	友 愛 訪 問 グ ル ー プ 員	老 人 ク ラ ブ	見 守 り ネ ッ ト ワ ー ク	ふ れ あ い ・ い き い き サ ロ ン	対 象 者	
									ひ と り 暮 ら し 高 齢 者	75 歳 以 上 の 二 人 暮 ら し 世 帯
	*1	*2	*3	*4	*5	*6	*7	*8	*9	*10
牟 礼	26	30	32	28	82	9	6	25	805	415
松 崎	27	26	29	28	76	4	19	14	623	264
佐 波	12	20	17	17	43	3	5	7	466	162
勝 間	11	15	13	13	33	5	8	6	326	98
華 浦	17	19	19	19	69	4	26	16	526	188
新 田	10	17	13	14	30	2	27	4	358	140
野 島	3	1	0	0	0	0	0	1	—	—
向 島	7	7	7	7	22	8	11	6	123	36
中 関	22	24	19	18	43	5	39	16	565	205
華 城	25	23	25	30	72	1	22	15	568	252
西 浦	10	11	10	10	28	1	54	4	163	75
右 田	22	26	37	41	66	6	49	7	438	173
玉 祖	15								189	98
富 海	15	9	15	15	22	1	5	7	197	105
小 野	7	12	25	10	31	2	2	2	182	102
大 道	25	15	25	26	58	2	1	6	323	111
合 計	254	255	286	276	675	53	274	136	5,852	2,424

資料：地域振興課資料（*1…令和7年4月1日現在）
 福祉総務課資料（*2…令和7年12月1日現在）
 市社会福祉協議会資料（P26市ボランティアセンター、*3、*4、*5、*7、*8…令和7年4月1日現在）
 高齢福祉課資料（*6…令和7年4月1日現在、*9、*10…令和7年5月1日現在）

2 地域における課題

市民アンケートや地区座談会を通して、地域福祉が進んでいくために必要と思われる様々な課題がみえてきました。今後は、これらの課題の解決を図っていくことが求められます。

(1) 福祉に対する意識の醸成

市民アンケートでは、依然として多くの人が市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会による福祉活動等の内容を知らないだけでなく、それらの名称も知らないなど、地域福祉についての関心や認識が低いことが分かりました。

福祉課題を自分自身の問題（我が事）として捉えて、福祉への理解や関心を深めるためには、地域での活動状況の積極的なPR等により、多くの人に福祉に対する理解や意識を高めてもらふことが必要です。

(2) 福祉の人材の育成

地域では、地域活動を担う地区の役員を引き受けてくれる若い人が少なく、役員の高齢化が進んでおり、地域活動のほとんどを高齢者が支えている状況が依然としてあります。

地域の住民に働きかけて、多くの人に協力・参加してもらい、地域、地域関係機関や団体などの活動や地域の福祉活動に携わる人材の育成がこれからの地域福祉では重要となってきます。

(3) 地域福祉の活動の場や機会の確保

地域の人気が気軽に集まる場や機会を確保することで、地域のコミュニティを活性化するとともに住民が参加しやすい環境整備が重要です。

また、住民の中には、ボランティアを始めたいと思っても、どんなボランティアがあるのか分からないなど、きっかけが得られず、なかなか一歩が踏み出せないといった声も聞かれ、活動につながっていない現状が見受けられます。

普段の生活の中で地域の活動やボランティアに関心を持ち、気軽に参加できる活動の場や機会をつくっていくことが求められます。

(4) 地域や関係機関等の連携の強化

少子高齢化、核家族化等の進行によるひとり暮らし高齢者の増加等に伴って、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。また、一人あるいは一世帯でいくつもの複合的な課題を抱える場合も少なくありません。

このような状況の中で地域福祉を推進するには、保健・医療・福祉分野だけでなく、地域の関係機関・団体及び行政が様々な分野で連携する必要があり、そのネットワークの強化・拡充が求められています。

第3章

計画の基本的な 考え方

1 基本理念

基本理念

**誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり
～見守り合い 助け合い みんなでつくろう いきいき防府～**

本市は、海・山・川・平野等の豊かな自然や比較的温暖な気候、また、先人が残してくれたすばらしい歴史と文化に恵まれており、他市と比較しても、勝るとも劣らない、良好な生活環境の中で、私たちは日々の生活を営んでいます。

しかしながら、近年、社会環境の変化等により、家庭機能の低下や地域の連帯感が希薄化する中、個人や世帯で複雑化・複合化する課題を抱えるなど、包括的な支援を必要とする状況が増えており、従来の福祉制度やサービスだけでは対応が困難になってきています。

また、日本各地では地震や豪雨等の大規模な災害が発生しており、本市でも平成21年7月21日の集中豪雨では、過去に例をみないほどの甚大な被害をもたらし、災害の怖さ、助け合いの大切さ等を痛切に感じました。災害対応での教訓から、私たちがより良い日常生活を送るには、安心して暮らせることが何よりも重要であることを、改めて認識しなければなりません。

さらに、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大は、私たちの生活や社会・経済活動に大きな影響を及ぼし、地域においては様々な地域福祉活動が制限されるなどの課題も生じました。

こうした点も踏まえつつ、今後より一層、地域福祉を推進するためには、住民や地域、企業、団体、行政等がお互いの立場を認識し、尊重しながら、いきいきとしたふるさとをつくること目指すべき理想であるとの思いを込めて、「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり ～見守り合い助け合いみんなで作ろういきいき防府～」を地域福祉を推進する上での基本理念としました。

2 基本目標

基本理念「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり～見守り合い助け合い みんなでつくろういきいき防府～」を推進するために目標とする施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げました。

これらの基本目標は、地域福祉に関する市民アンケートや地区座談会を通して見えてきた課題を念頭に、本市の地域福祉の状況や懸案事項等を考慮して設定したものです。ここで掲げた基本目標、次項に掲げた活動目標と実施目標に対する具体的な取組等については、第4章「地域福祉推進のための取組」において、現状と課題や実施目標計画等により整理しています。

基本目標Ⅰ	地域福祉を支えるひとづくり
--------------	----------------------

地域福祉の推進に不可欠な地域住民の福祉意識の醸成を図るとともに、地域ぐるみの活動やボランティア活動、市民活動等に取り組む人材の育成を図り、地域福祉活動を支援します。

基本目標Ⅱ	地域福祉を推進するための環境づくり
--------------	--------------------------

地域住民を始め様々な組織や団体等と連携しながら、福祉以外の社会資源も有効に活用した地域福祉の推進に取り組むとともに、地域福祉に携わるすべての人が我が事として活動していくために、地域交流拠点の整備と安全・安心な地域づくりを推進する環境を整備します。

基本目標Ⅲ	誰もが安心して暮らせるしくみづくり
--------------	--------------------------

誰もが安心して暮らせるよう、様々な相談に対応できる地域福祉の基盤づくりを進めるとともに、地域福祉の推進を支える防府市社会福祉協議会の活動支援や福祉関係機関等との連携、分かりやすい福祉情報の発信を行います。

3 活動目標と実施目標

3つの基本目標に沿って、本市の課題を解決していくための取組を、以下のように活動目標と実施目標として体系化しました。

なお、体系化に当たっては、基本理念に掲げたまちづくりを推進するための大きな枠組みである基本目標を具現化するため、それぞれの活動目標を掲げて取組の柱を明らかにするとともに実施目標により具体的な取組を示しました。

基本目標Ⅰ	地域福祉を支えるひとづくり
--------------	----------------------

＜活動目標1＞ 福祉意識の醸成 P. 36

- 実施目標
- (1) こどもからはじめる福祉教育の推進
 - (2) 福祉活動への参加促進
 - (3) *ユニバーサルデザインと*バリアフリーの普及啓発

＜活動目標2＞ 福祉の人材育成の推進 P. 39

- 実施目標
- (1) 地域福祉活動の人材発掘と養成
 - (2) 地域福祉の担い手の活動支援
 - (3) 福祉サービス提供者の育成と確保

＜活動目標3＞ ボランティア養成と活動の推進 P. 42

- 実施目標
- (1) ボランティアに対する関心の拡大
 - (2) ボランティアセンターの整備・拡充
 - (3) ボランティアの養成・活動支援

基本目標Ⅱ	地域福祉を推進するための環境づくり
--------------	--------------------------

＜活動目標1＞ 社会資源の見直しと交流の促進 P. 45

- 実施目標
- (1) 交流の場づくり
 - (2) 当事者団体への支援
 - (3) 既存の制度や人材・団体等の活用
 - (4) 世代間交流の促進

＜活動目標2＞ 相談支援体制の充実 P. 49

- 実施目標
- (1) 相談支援事業の啓発と推進
 - (2) 地域の生活課題や住民の個別課題の把握と解決に向けた取組
 - (3) 権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進
 - (4) 虐待防止、差別解消の取組

- <活動目標3> 安全・安心を守る活動の推進 P. 55
 実施目標 (1) ^{*}避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり
 (2) 安全・安心な地域づくりの推進

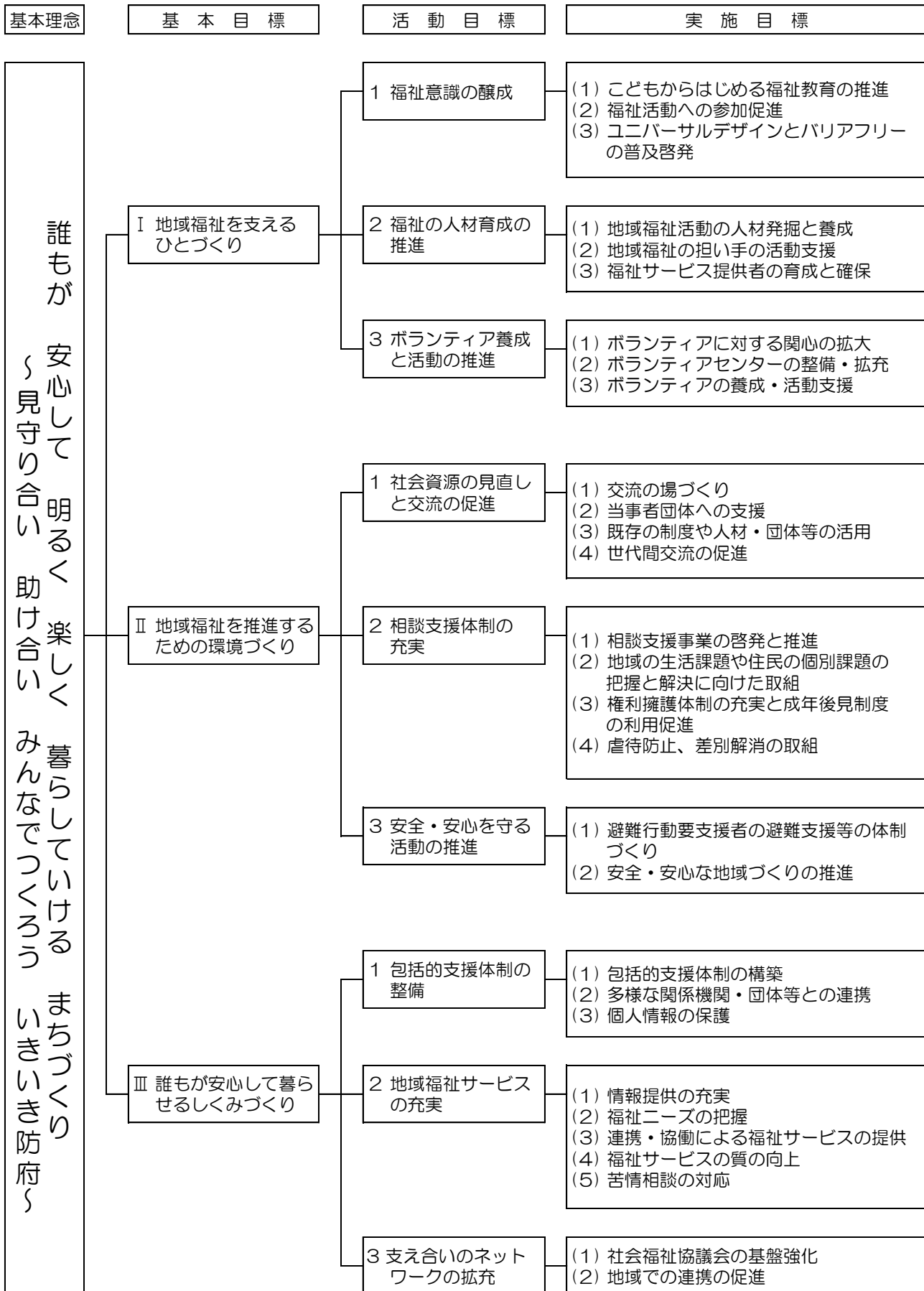
基本目標Ⅲ	誰もが安心して暮らせるしくみづくり
--------------	--------------------------

- <活動目標1> 包括的支援体制の整備 P. 57
 実施目標 (1) 包括的支援体制の構築
 (2) 多様な関係機関・団体等との連携
 (3) ^{*}個人情報の保護

- <活動目標2> 地域福祉サービスの充実 P. 61
 実施目標 (1) 情報提供の充実
 (2) 福祉ニーズの把握
 (3) 連携・協働による福祉サービスの提供
 (4) 福祉サービスの質の向上
 (5) 苦情相談の対応

- <活動目標3> 支え合いのネットワークの拡充 P. 64
 実施目標 (1) 社会福祉協議会の基盤強化
 (2) 地域での連携の促進

『第4次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画』体系図



第4章

地域福祉推進のための 取組

基本目標Ⅰ 地域福祉を支えるひとづくり

活動目標1 福祉意識の醸成

現状と課題

生活意識の多様化や少子高齢化などにより、地域社会での交流の機会が減りつつあります。自ら解決できる課題は、自らの力で解決するのが大前提ですが、自分だけでは解決できない課題については、家族や近隣住民、自治会といった地域コミュニティで解決できるよう、日ごろから関係性を構築することが重要です。これまでの取組により、地域住民同士の支え合いの意識は高まっているものの、市民全体に浸透しているとはいえない現状であり、地域福祉を活発に進めていくためにさらなる意識啓発が必要です。

今後も引き続き、次代を担う子どもたちを始めとした住民の意識の高揚を図るための啓発活動はもちろん、学校、地域、職場等において、交流活動、体験活動等福祉を身近に感じることでできる福祉教育を更に推進し、福祉の心を育てることを始めとして、福祉課題を自分自身の問題と捉え、地域住民同士で協力し合う地域福祉意識の醸成が必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) こどもからはじめる福祉教育の推進

福祉に関する広報や啓発活動を充実させ、こどもから大人までのあらゆる世代を対象とした福祉教育の展開を図り、地域に暮らす社会的に弱い立場の方も地域社会の大切な一員として尊重される福祉意識の醸成に取り組みます。

実施目標(2) 福祉活動への参加促進

地域での交流を促進し、住民がお互いを理解する中で、他人事になりがちな地域づくりを我が事としてとらえることで、地域における支え合いや助け合いの大切さについて理解を深め、住民の参画意識の醸成を図る取組を行っていきます。

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、支え手側と受け手側に分かれることなく、福祉サービスを必要とする方も含め様々な人に啓発活動を行い、福祉活動への参加を促進します。

実施目標(3) ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発

誰もが暮らしやすい地域社会を目指し、ユニバーサルデザインの考え方や情報の提供、施設のバリアフリー化や心のバリアフリーを推進するための普及啓発を進めます。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動等での体験を、大人からこどもへ、こどもから大人へ伝えていきます。 ○ 広報紙やホームページ等を通じて、積極的に地域の情報を入手します。 ○ 地域の行事や福祉活動、福祉体験学習会等に積極的に参加し、地域での出来事に関心を持つように心がけます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の企業や社会福祉法人等と協力して、各種活動に取り組みます。 ○ 外国人との[*]多文化共生に努め、地域の一員として受け入れます。 ○ 新しい人が活動に参加できるように、情報伝達の方法を工夫します。 ○ ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に基づいた取組に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校との協働により、福祉教育・ボランティア学習プログラムを実施します。 ○ 社協だよりやホームページ等で地域福祉活動を紹介し、活動への理解と参加を促進します。 ○ ユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性を理解してもらうため、<u>ガイドヘルプ</u>等の福祉体験会を実施します。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校で福祉学習に積極的に取り組みます。 ○ 外国人も共生の理念、日本の風土・文化を理解できるよう啓発に努めます。 ○ 市広報やホームページ等で情報発信し、地域福祉の啓発・参加促進を行います。 ○ <u>NPO</u>や[*]<u>市民活動支援センター</u>を通じたボランティア等の人材養成の支援により地域の交流を促します。 ○ [*]<u>聞いて得するふるさと講座（通称 出前講座）</u>の実施や福祉に関する講座等を開催します。 ○ 公共施設・設備のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進します。 ○ 障害のある人が必要な援助や配慮を受けやすくするための「[*]<u>ヘルプマーク</u>」や「[*]<u>サポートマーク</u>」、<u>障害者等専用駐車場（[*]やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度を含む。）</u>の普及啓発に努めます。 ○ 盲導犬、介助犬、聴導犬等の受入れについて、理解の促進、啓発に努めます。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) こどもからはじめる福祉教育の推進 〈1〉	①総合的な学習の時間等における福祉学習の実施	学校教育課
	②ボランティアセンター事業 ③共同募金配分金事業	市社会福祉協議会
(2) 福祉活動への参加促進 〈2〉	①聞いて得するふるさと講座（通称 出前講座）等の実施	くらし安全課 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 生涯学習課
	②地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会
(3) ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発 〈3〉	①公共施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 建築課 教育総務課 生涯学習課
	②地区公共用施設補助金	地域振興課
	③ヘルプマークやサポートマーク、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知、盲導犬、介助犬、聴導犬への理解促進	障害福祉課
	④ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会

活動目標2 福祉の人材育成の推進

現状と課題

それぞれの地域で活動する福祉活動団体等は、各地域の目的や地域の特性に応じた活動をしており、地域福祉の重要な役割を担っています。しかしながら、長年にわたり活動してきた団体等において、会員の高齢化等により活動を縮小したり、団体の維持が難しくなり、解散を余儀なくされる事態が発生する等、新たな会員の加入が少なく、人材の育成が進んでいない状況があります。

こうしたことから、地域福祉の推進に参画する人を増やすための取組を実施していますが、自らグループを立ち上げ活動し、継続させていくことは容易ではないため、人材の発掘や養成を図るとともに、活動を支援することが必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 地域福祉活動の人材発掘と養成

地域福祉活動の担い手不足を解消するため、新たな担い手の発掘や養成を行っていきます。

また、福祉課題を抱えた人も、地域社会の一員として尊重され、地域の担い手の一人として参加できる仕組みづくりに取り組みます。

さらには、拡大、多様化する福祉・介護ニーズに対応できるよう、県や県社会福祉協議会及び関係機関・団体等と連携を図ります。

実施目標(2) 地域福祉の担い手の活動支援

地域福祉を推進するためには、地域福祉の推進役である地域活動のリーダーやコーディネーター等の活動を活性化することが重要であり、そうした活動をサポートすることで、自主的な地域福祉活動の底上げを図ります。

実施目標(3) 福祉サービス提供者の育成と確保

多様化する市民のニーズに効果的・効率的に対応するため、住民相互が支え合う地域社会を目指し、様々なサービスについて、民間活力の導入等を進めます。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関する情報を収集し、研修会等に積極的に参加します。 ○ 担い手を確保し、地域での支え合いを維持していくために、地域内の活動の場に積極的に参加します。 ○ 福祉サービスの仕事を知り、理解します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等の育成に取り組み、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保に努めます。 ○ 高齢者のニーズに応じ、地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成などを行う[*]生活支援コーディネーターの活動支援に努めます。 ○ 地域内の活動者がお互いの活動を理解し、連携体制を図るための情報交換の場を通して、スキルアップにつながる活動を積極的に行います。 ○ 福祉サービスの提供や地域福祉の活動を推進します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ [*]福祉の輪づくり運動の担い手養成を目的とした研修会を県・市・県社会福祉協議会や関係機関・団体と連携し受講できるよう支援します。 ○ 民生委員・児童委員、福祉員、友愛訪問グループ員の地域での活動の周知と研修等による支援を行います。 ○ [*]小地域福祉活動の担い手の活動を支援します。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳、要約筆記等のコミュニケーション支援の人材育成に努めます。 ○ [*]地域活動リーダーや生活支援コーディネーターの育成・資質向上の取組を進め、福祉活動の活性化を促進します。 ○ 市民活動支援センター、市社会福祉協議会と協力して、民生委員等の地域活動を支援します。 ○ 福祉サービス提供事業者との情報交換の場を設けます。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 地域福祉活動の人材発掘と養成 〈4〉	①地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会
(2) 地域福祉の担い手の活動支援 〈5〉	①民生委員児童委員関係事業	福祉総務課
	②民生委員児童委員協議会事業	市社会福祉協議会
	③地域福祉活動推進事業	
(3) 福祉サービス提供者の育成と確保 〈6〉	①介護支援専門員研修会・情報交換会	高齢福祉課
	②防府市地域総合支援協議会	障害福祉課

活動目標3 ボランティア養成と活動の推進

現状と課題

市民一人ひとりがボランティア活動に参加できるよう、これまでも「だれもがワンボラ運動」を推進し、その運動のマスコットとなる「つぼみちゃん」を作成・PRすることで、情報提供やボランティアの養成・活動支援を行ってきました。

しかし、市民アンケートでは、ボランティア活動に参加したことがある人の割合は少ない状況でした。

そのため、ボランティアに対する関心を高め、参加しやすくするための情報提供や養成・活動支援を更に充実させるとともに、活動拠点の機能の整備と拡充が必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) ボランティアに対する関心の拡大

これまでボランティアに関わりのなかった人たちにも興味を持ってもらい、ボランティア活動に携わる人材を増やす取組に努めます。

住民のボランティアへの関心を高め、誰もが背伸びせず、気軽に、できる範囲のボランティア活動を一つでも体験できるよう、「だれもがワンボラ」を合い言葉に、継続してボランティアのきっかけづくりやボランティア活動に関する支援を進めていきます。

実施目標(2) ボランティアセンターの整備・拡充

ボランティアセンター事業を行う市社会福祉協議会と市民活動支援センターとが連携し、それぞれの活動拠点を活用することで、ボランティアの活性化や活動範囲の拡大に努め、ボランティアセンター機能の整備と拡充を図ります。

実施目標(3) ボランティアの養成・活動支援

ボランティアに従事する人を養成し、支援を行っていくことで、ボランティア活動の拡大や充実を図ります。

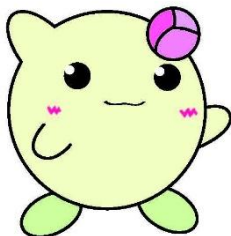
地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、専門性を生かした取組を行うボランティア団体等の活動に対して支援を行います。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動をする気持ちを大切にし、情報収集に努めます。 ○ 趣味や経験を生かし、自分が得意とする分野のボランティア活動へ積極的に参加し、スキルアップに取り組みます。 ○ ボランティアセンター等を活用して自分にできることを見つけます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動未経験者への参加の呼びかけや、参加しやすい活動の工夫に努めます。 ○ 社会福祉法人による地域における公益的な取組を推進します。 ○ 地域で活動する団体同士が情報共有し、連携を図ります。 ○ 企業等による地域における社会貢献活動やボランティア活動を推進します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社協だよりや「<u>まなぼら</u>[*]」で福祉ボランティアの活動を周知します。 ○ ボランティアのスキルアップを図り、中長期的に活動できるよう支援します。 ○ 市民からのボランティアに関する相談に応じ、活動支援に取り組みます。 ○ ボランティアセンターと市民活動支援センターとが連携し、ボランティアの需給調整が円滑に進むようコーディネートします。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「だれもがワンボラ運動」を推進し、ボランティア活動に対する気運を醸成するよう努めます。 ○ ボランティアセンターと市民活動支援センターの機能の充実を図り、ボランティアマッチング活動を推進します。 ○ 市民活動に関する情報提供やセミナーの開催、活動団体設立に関する相談等により、幅広い分野の市民活動を支援します。 ○ ボランティア団体等の活動を支援します。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) ボランティアに対する 関心の拡大 〈7〉	①ボランティア活動に関する広 報の実施、広報紙「まなぼら」 の発行	地域振興課 生涯学習課 市社会福祉協議会
	②ボランティアセンター事業 ③共同募金配分金事業	市社会福祉協議会
(2) ボランティアセンタ ーの整備・拡充 〈8〉	①ボランティアマッチング	地域振興課
	②ボランティアセンター事業 ③共同募金配分金事業	市社会福祉協議会
(3) ボランティアの養成・ 活動支援 〈9〉	①各ボランティア養成講座の開 催	地域振興課 生涯学習課
	②手話・要約筆記・点訳奉仕員養 成事業	障害福祉課
	③ボランティアセンター事業 ④共同募金配分金事業	市社会福祉協議会



基本目標Ⅱ 地域福祉を推進するための環境づくり

活動目標1 社会資源の見直しと交流の促進

現状と課題

*
要配慮者を地域で支えるのは、既存の保健・医療・福祉関係機関だけではありません。入所施設から地域生活へという流れの中で、必要な支援が届くよう、地域住民はもとより、地域の様々な社会資源を活用し、しっかりと支える体制をつくることが求められます。

そのため、地域住民を始め様々な組織や団体と連携しながら、福祉以外の社会資源も活用した課題解決に取り組むことが必要となっています。

また、市民アンケートでは、約6割の方が地域での付き合いがある程度あり、9割以上の方が地域での付き合いの必要性を感じています。これまでも「ふれあい・いきいきサロン」や「通いの場」の増設に取り組んできましたが、今後も、幅広い世代の住民が地区の行事等に参加できるよう、気軽に立ち寄れる場や情報を交換できる場等、住民相互の交流を促進する場づくりを進めるとともに、活動を発展させていくための支援が必要となっています。

そうした中で、「こども食堂」や「地域食堂」といった地域のあらゆる年代の方が気軽に集まれる場は、地域住民の交流拠点であり問題解決を図る場として期待されています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 交流の場づくり

地域住民が気軽に集える場として、公共施設等の社会資源を有効に活用するとともに、幅広い世代の住民や地区組織、各種団体等が、情報交換や交流、ボランティア活動の場として気軽に集える機会や拠点づくりを図ります。

実施目標(2) 当事者団体への支援

当事者団体(高齢者、障害のある人の団体等)への人的・物的支援により、福祉活動の輪の広がり、機能の充実につなげていきます。

また、家族会等の当事者団体への活動支援や地域の関係機関、団体等との連携を図り、各種活動や地域交流の場づくりを通じた情報交換の場や機会を確保し、身近な情報の共有・活用を支援します。

実施目標(3) 既存の制度や人材・団体等の活用

既存制度の効果的な活用方法の検討や、分野を横断した連携の場やつながりづくりに取り組むことによって、制度の狭間に陥らない支援体制づくりや新たなサービス等を支援します。

実施目標(4) 世代間交流の促進

豊かな知識と経験を有するおじいちゃん、おばあちゃんの知恵や知識の伝承等、世代間や世代を越えた交流を促進します。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設、空き店舗等を活用して福祉活動を行うよう努めます。 ○ 当事者団体の活動を知り、地域福祉活動の理解を深めます。 ○ 内容を理解して、適切な福祉サービスが受けられるよう情報収集に努めます。 ○ 「ふれあい・いきいきサロン」や介護予防活動としての「通いの場」について理解し、講習会等に参加します。 ○ 近所付き合い等コミュニケーションを大切にして、地域のまつり等、身近な場所での交流を図ります。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が集える場として活用できる施設を提供するとともに、地域づくり活動や社会貢献活動に努めます。 ○ これまでに培った経験を生かし、地域公益活動を推進します。 ○ 地域の子どもたちと大人の多世代交流拠点となる「こども食堂(地域食堂)」等を開設し、運営します。 ○ 住民同士のつながりを深め、新規参加者の発掘を行いながら、活動継続に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区集会所、老人憩の家、空き店舗等を活用して、誰もが参加しやすい「ふれあい・いきいきサロン」の活動等を支援します。 ○ 当事者団体の活動を社協だより等で紹介することで、団体への参加を促します。 ○ 地域のニーズを踏まえた地域公益活動の促進を図ります。 ○ 制度の狭間にあるような「こども食堂(地域食堂)」等の新たな拠点づくりに、既存の団体だけでなく、新たな団体ともつながりをつくれるようアドバイスや支援を行います。 ○ 地域における世代間交流の行事等の開催に協力します。

市

- 当事者に対して、当事者団体を紹介します。
- 当事者団体のPRへの協力や、活動を支援します。
- 既存のサービスを見直し、ニーズに応じたサービスの検討を進めていきます。
- 地域公益活動や社会貢献活動を支援します。
- 既存の公共施設等を活用して、地域の拠点整備を図り、地域交流の場を活用した住民同士の交流・孤立防止の取組を支援します。
- 学校行事や課外活動等の場で高齢者や障害のある人との交流の機会をより多く設けられるよう働きかけます。
- 学校、公共施設の開放等、住民の交流の場を提供するよう努めます。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署		
(1) 交流の場づくり ＜10＞	①学校施設開放事業	教育総務課		
	②公民館運営業務	生涯学習課		
	③老人憩いの家維持管理事業 ④介護予防・日常生活支援総合事業(通いの場の設置) ⑤認知症カフェ設置事業 ⑥元気アップくらぶ事業	高齢福祉課		
	⑦福祉センター運営事業	福祉総務課		
	⑧地域子育て支援拠点事業	子育て推進課		
	⑨地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会		
	(2) 当事者団体への支援 ＜11＞	①老人クラブ助成事業、認知症家族会支援	高齢福祉課	
②福祉援護団体育成費補助事業		障害福祉課		
③母親クラブ活動支援 ④子育て支援活動補助事業 ⑤こども食堂ネットワーク支援事業 ⑥こどもの居場所づくり事業		こども相談支援課		
⑦戦傷病者戦没者遺族等援護事業 ⑧犯罪被害者等支援事業		福祉総務課		
⑨法人運営事業 ⑩障害福祉事業 ⑪共同募金委員会		市社会福祉協議会		
(3) 既存の制度や人材・団体等の活用 ＜12＞		①地域福祉活動推進事業 ②児童福祉事業 ③地域公益活動推進協議会	市社会福祉協議会	
		(4) 世代間交流の促進 ＜13＞	①地域の人材を生かした授業の実施	学校教育課
			②三世代交流事業	高齢福祉課
③保育所地域活動事業			子育て推進課	
④老人福祉事業			市社会福祉協議会	

活動目標 2 相談支援体制の充実

現状と課題

人々が生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育、家計、そして社会的孤立や社会参加など、「暮らし」や「しごと」といった生活の全般にまで及びます。

また、それぞれの課題が複合的に絡んでいるものや「制度の狭間」にあるものなど、公的サービスのみでは解決できない場合もあり、このような課題へ対応するため、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組を促進し、関係機関のネットワークづくりを進め、土台となる「地域力の強化」を行っていくことが必要です。

そして、公的支援のあり方としても「縦割り」から「丸ごと」、即ち、分野横断的な支援へと転換することが求められています。

現在の福祉サービスは自分でサービスを選び、契約を通じて利用することとなっています。誰もが自らの意思と判断に基づいて福祉サービスを利用できるよう、支援の仕組みや制度について周知し、体制を充実させることが必要です。

中でも、認知症高齢者や障害のある人が、判断能力が不十分な場合などに、財産管理や日常生活で生じる契約で不利益を被らないよう保護するとともに、利用者の苦情や悩み事の相談に応じ、安心して生活ができるように支援することが必要です。

また、DVや虐待等専門性の高い問題への対応については、早期発見、早期支援といった迅速な対応が必要であり、状況によって関係機関との連携が不可欠となります。

さらに、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することも、安全安心な社会の実現から重要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 相談支援事業の啓発と推進

積極的な広報や啓発活動により様々な相談事業を紹介するとともに、不安や悩みを抱える人のニーズに適切に対応できる相談事業の充実を図ります。

情報交換会・事例検討会の開催、専門的な研修会へ参加し、相談従事者の相談・指導能力の向上を図ります。

実施目標(2) 地域の生活課題や住民の個別課題の把握と解決に向けた取組

地域住民を巻き込み、地域の課題を地域で解決していくための意識の醸成と支援機関との連携強化を図るとともに、地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握する必要があるため、地区社会福祉協議会や地域包括支援センター等による住民座談会等の開催や地域の実情に応じた年間地域福祉事業に対する支援等を行います。

地域住民が主体的に地域の生活課題や住民の個別課題を解決する環境を作るため、課題の解決に向けた地域住民の話し合いの場づくりを進め、地域住民等による日常的な見守り訪問活動や関係機関等との連携を図り、課題解決に向けて取り組みます。

実施目標（3） 権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進

福祉サービスを利用する人が、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実として日常生活自立支援事業や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する仕組みである成年後見制度の利用を推進していきます。

そのため、令和3年に市社会福祉協議会に設置した「防府市成年後見センター」を^{*}地域連携ネットワークにおける^{*}中核機関として位置付け、成年後見制度の普及、啓発、相談を行い、^{*}市民後見人等の育成や^{*}親族後見人も含めた活動支援について体制を整備していきます。

また、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な人や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている人への支援について検討します。

実施目標（4） 虐待防止、差別解消の取組

高齢者、障害のある人やこども等への虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や、関係機関の連携強化を図ります。

人権を取り巻く状況は、社会環境の急激な変化に伴い、全国的に複雑化・多様化する傾向にあり、新たな人権課題も生じてきています。

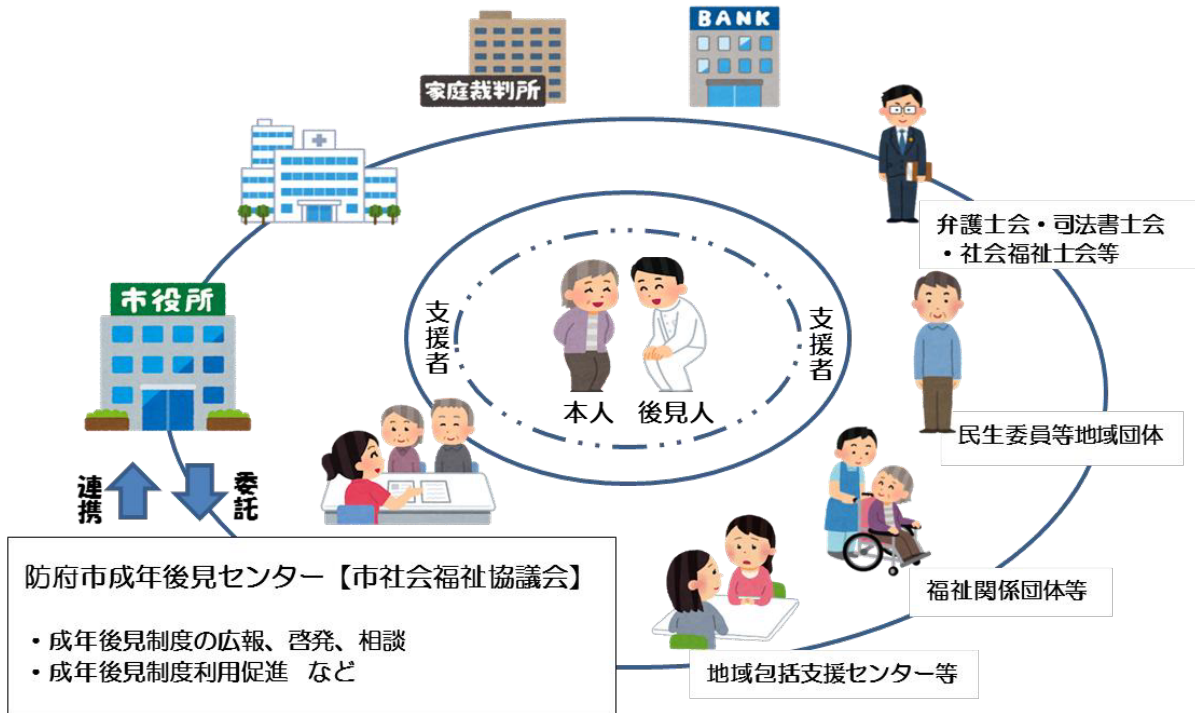
障害等を理由とする差別を始め、様々な人権課題の解決に向けて、国や県、関係機関等と連携し、市民や事業者の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権尊重意識の高揚を図ります。

それぞれの主な役割

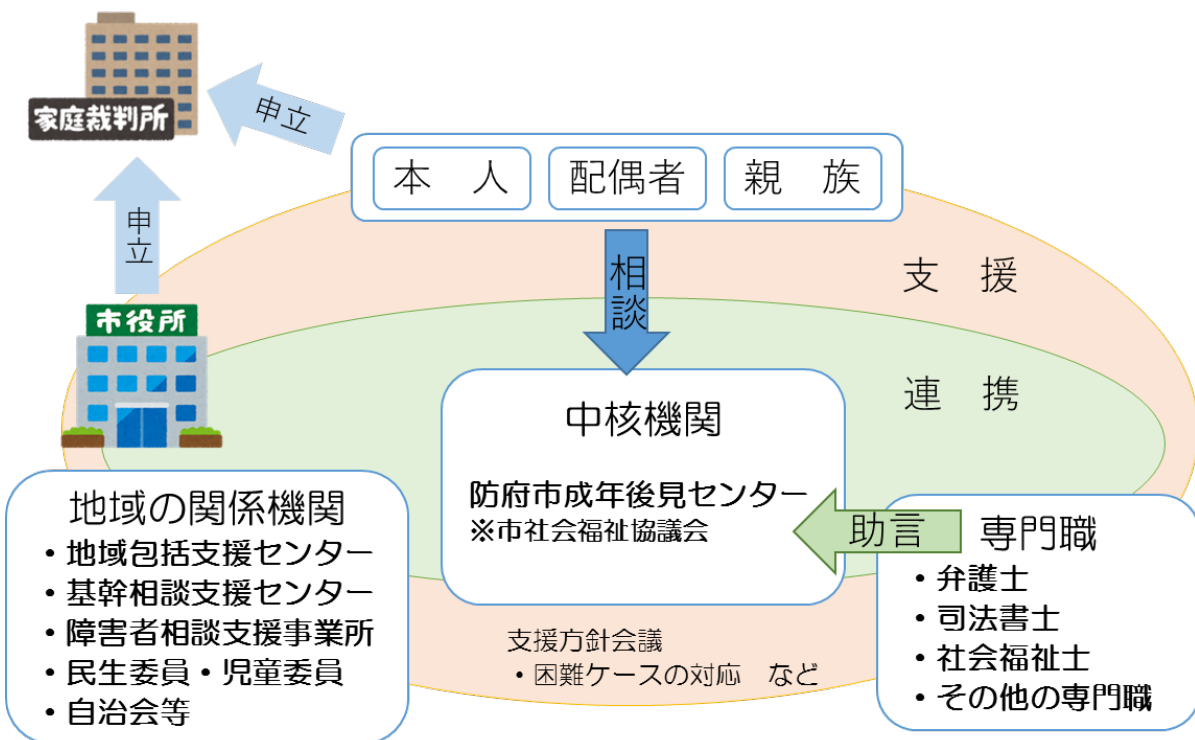
住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やホームページ等を利用して、各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深め、不安や悩みがある場合には、相談窓口を利用するよう努めます。 ○ 日頃から各家庭や隣近所等で挨拶や見守りなどのコミュニケーションを図るとともに、地域の生活課題等の状況把握や住民相互での助け合いに努めます。 ○ 日常生活自立支援事業や成年後見制度について知り、必要に応じて活用していくよう努めます。 ○ 虐待・DV、高齢者や障害のある人について、正しい理解・認識を深めるとともに、身近で被害に気付いた場合は、民生委員・児童委員や関係機関に連絡・相談します。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指します。
<p>地域・関係機関・団体等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中で困っている人や地域の困り事に気付いたら、声かけや相談窓口を紹介するなど地域や地域の福祉団体等との連携に努めます。 ○ 相談業務に関する研修会へ積極的に参加し、相談者のプライバシー保護等に一層配慮します。 ○ 地域の生活課題等の把握のため、関係機関との連携を図ります。 ○ 地域の生活課題を積極的な視点で捉え、地域で解決できることは地域で解決するとともに、困難な課題については、関係機関につなぎます。 ○ 多様な主体がそれぞれの役割や自主性を踏まえつつ、相互に連携して学習機会の充実などに努め、人権意識の高揚を図ります。
<p>市社会福祉協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが必要な支援を受けられるよう、制度の周知や相談対応を行います。 ○ 地区社会福祉協議会の年間地域福祉事業を支援することで、課題把握から解決につなげることができる見守り活動を促進します。 ○ ひきこもり等の複雑化する福祉課題に対応できる[*]プラットフォームや居場所づくりを進めます。 ○ 市からの委託を受けて成年後見センターを運営し、成年後見制度の利用促進を図ります。 ○ 低所得等の理由により他に後見人の選任が困難な方の後見人等となり後見業務を行います。 ○ 仕事や生活など、様々な困難により生活に困窮している方の相談を受け、日常生活自立支援事業により、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。 ○ 関係機関相互の連携強化を図り、虐待・DVの未然防止や早期発見に努めます。
<p>市</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談窓口を設置し相互に連携することで、相談従事者の資質向上を図り、迅速かつ適切な対応を行います。 ○ 防府市人権推進指針を策定し、人権を尊重した行政の推進、人権教育・人権啓発の推進、相談体制の充実などの諸施策に取り組みます。 ○ 障害のある人に対する差別解消への取組について、市民や企業、商業施設等に対し、法の趣旨の周知や理解の促進・啓発を図ります。

・地域連携ネットワークのイメージ



・成年後見制度利用促進（相談～申立段階）の連携体制のイメージ



主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 相談支援事業の啓発と推進 〈14〉	①無料法律相談	くらし安全課
	②高齢者相談支援の充実、各包括支援センターとの連携	高齢福祉課
	③障害者相談支援の充実、基幹相談支援センター運営、相談支援事業所との連携	障害福祉課
	④こども相談支援の充実、こども家庭センター運営事業 ⑤児童福祉相談支援事業	こども相談支援課
	⑥こころの健康づくり事業	健康増進課
	⑦男女共同参画相談事業 ⑧犯罪被害者等支援事業 ⑨福祉総合相談窓口	福祉総務課
	⑩生活困窮者自立支援事業	生活支援課 市社会福祉協議会
	⑪生活支援事業	市社会福祉協議会
	(2) 地域の生活課題や住民の個別課題の把握と解決に向けた取組 〈15〉	①地域福祉活動推進事業
(3) 権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 〈16〉	①成年後見制度利用支援事業	福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課
	②権利擁護事業	市社会福祉協議会
(4) 虐待防止、差別解消の取組 〈17〉	①地域包括支援センターに高齢者虐待相談窓口設置	高齢福祉課
	②障害者虐待防止センター運営事業 ③障害者差別解消法に基づく取組	障害福祉課
	④こども家庭センター運営事業 ⑤児童福祉相談支援事業	こども相談支援課
	⑥保健センター機能の充実	健康増進課

	⑦男女共同参画相談事業 ⑧防府市人権推進指針に基づく取組	福祉総務課
	⑨人権学習市民セミナー等開催	生涯学習課
	⑩老人福祉事業 ⑪障害福祉事業 ⑫児童福祉事業 ⑬生活支援事業	市社会福祉協議会



活動目標3 安全・安心を守る活動の推進

現状と課題

少子高齢化の進行や家族機能の低下等により、地域社会では住民同士のつながりが希薄化しているため、避難行動要支援者へのきめ細かい支援体制や緊急時等における地域の支え合いの確立等が求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり

災害時の支援体制の整備、協力等、いざという時の安心づくりを進めます。

実施目標(2) 安全・安心な地域づくりの推進

防犯等の活動を推進し、支援するなど、安全・安心な地域づくりに取り組みます。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で実施される防災訓練に参加し、防災支援体制を把握し協力します。 ○ 災害時には、声をかけ合い、支援を必要とする人（要配慮者）や近所の人たちと一緒に安全な場所へ避難します。 ○ 日頃から各家庭や隣近所等で挨拶や見守りをするなどして人間関係を築き、住民相互の助け合いに努めます。 ○ 防犯に努め、不審者や事件、事故等を見かけたら通報に努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会等による[*]自主防災組織づくりを推進し、地域での防災意識を高めるよう努めます。 ○ 避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成に努めます。 ○ 防犯パトロールやこどもの登下校の見守り等の防犯活動の継続に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民同士の支え合いを支援します。 ○ 市や市民活動支援センターと連携し、災害ボランティアセンターの運営スタッフの育成強化に努めます。 ○ 小地域福祉活動による一体的できめ細かい地域の見守り体制や活動を促進します。

市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿を作成し、関係者と情報の共有することで、避難行動要支援者に適切な情報を迅速に伝える体制を整備します。 ○ 災害時の支援体制を整備し、強化するとともに、各地区における自主防災組織の育成、災害に備えるための活動を支援します。 ○ 市社会福祉協議会や市民活動支援センターと連携した、災害ボランティアの育成や活動支援、有事には災害ボランティアセンターの設置、運営を支援します。 ○ 警察や青少年育成市民会議等との連携を強化し、「子ども110番の家」の啓発や巡視活動、「青少年の被害・非行防止運動」による活動等を行い、地域における様々な防犯活動を促進します。 ○ 防府市高齢者等見守り活動事業協力事業者と連携した見守り活動を実施します。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり ＜18＞	①災害時要配慮者支援事業、災害時避難支援情報提供登録	高齢福祉課
	②災害時避難支援情報提供登録	障害福祉課
(2) 安全・安心な地域づくりの推進 ＜19＞	①交通安全啓発事業	くらし安全課
	②消費生活事業	
	③地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校教育課
	④子ども安全安心対策事業、非行防止・環境浄化活動	生涯学習課
	⑤更生保護団体助成	福祉総務課
	⑥ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会
	⑦地域福祉活動推進事業	

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

活動目標1 包括的支援体制の整備

現状と課題

人々が生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育、家計、そして社会的孤立や社会参加など、「暮らし」や「しごと」といった生活の全般にまで及びます。

また、それぞれの課題が複合的に絡んでいるものや「制度の狭間」にあるものなど、公的サービスのみでは解決できない場合もあり、このような課題へ対応するため、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組を促進し、関係機関のネットワークづくりを進め、土台となる「地域力の強化」を行っていくことが必要です。

そして、公的支援のあり方としても「縦割り」から「丸ごと」、即ち、分野横断的な支援へと転換することが求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 包括的支援体制の構築

^{*} 地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、多様なニーズを拾いあげる「全世代型・全対象型地域包括支援体制」づくりに取り組みます。

社会福祉法第106条の4に規定する、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を視野に入れ、同法第106条の2及び3に規定する包括的な支援体制として、本市が目指す地域福祉のイメージ(P12)の実現に向けて、福祉総合相談窓口を中心とした本市独自の相談支援体制(P60)を充実させます。

実施目標(2) 多様な関係機関・団体等との連携

支援を必要とする人が増加し、ニーズも多様化している中、地域からの相談を受け、福祉の課題に対応していくため、^{*} コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)や、生活支援コーディネーター、^{*} 相談支援専門員といった福祉の専門職を配置するとともに、制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う^{*} 相談支援包括化推進員を中心に、複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応します。

また、各々の専門性をいかし、多様なニーズにも対応できるよう、保健・医療・福祉等関係機関との更なる連携を進めます。

さらに、ニーズの多様化等により、公的な福祉サービスだけでは支援ができない分野では、NPOや市民活動団体等とも連携し、支援の幅の拡大を図ります。

実施目標(3) 個人情報の保護

個人情報の適切な取り扱いやプライバシーの配慮について、支援の担い手への理解を促進します。

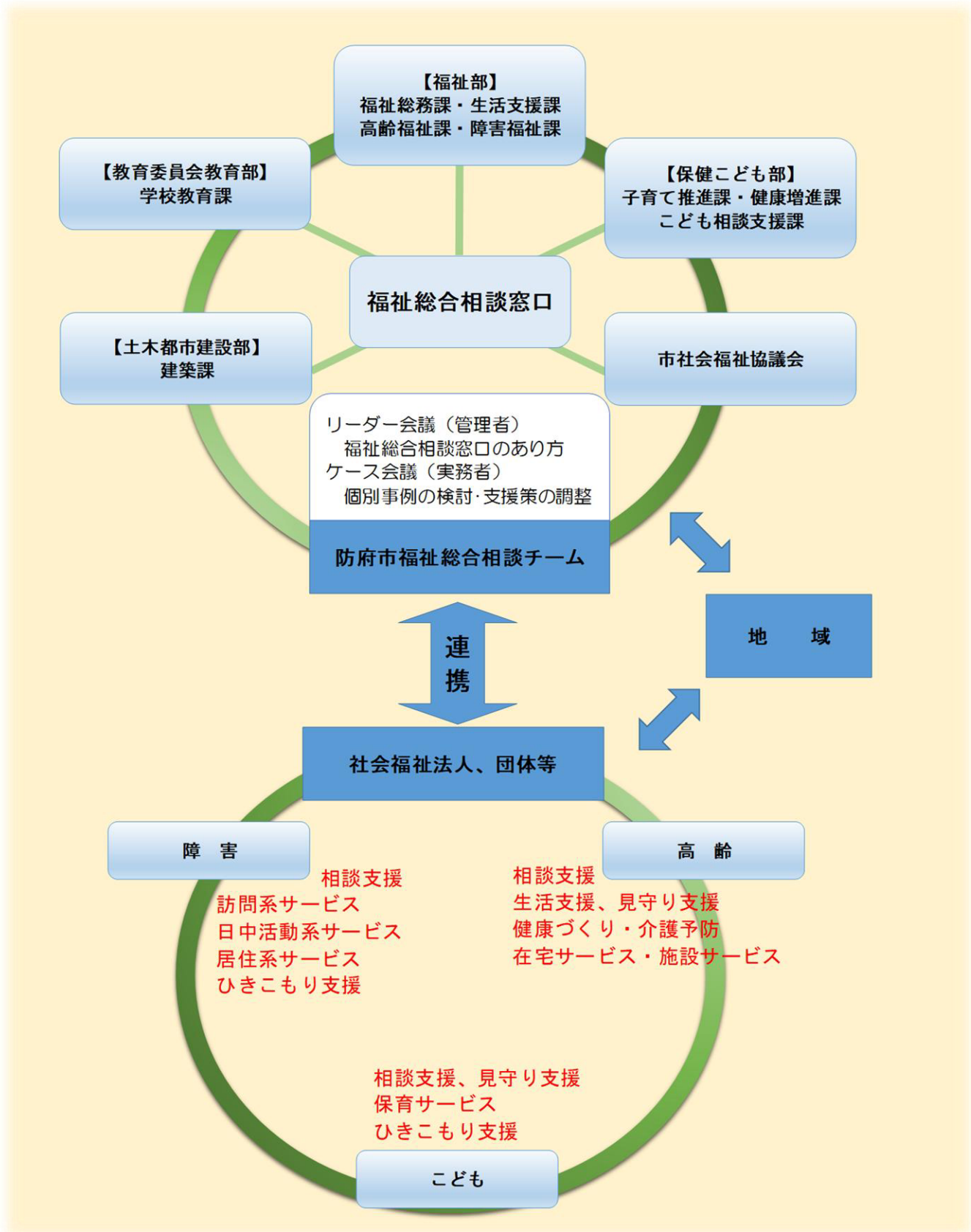
それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めます。 ○ 地域福祉や自治会活動等に関心を持ち、積極的に参加・協力します。 ○ 日常の近所付き合いの中でも、個人情報の取り扱いには十分配慮します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援を必要とする人を、適切な相談機関、専門職につなげるよう、福祉員、民生委員・児童委員、専門職との関係構築を図ります。 ○ 活動団体同士の連携に努め、住民に幅広い地域活動への参加を促す組織運営に努めます。 ○ 個人情報の取り扱いに配慮しながら、支援を必要とする人の課題発見と解決に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や民間福祉団体等、その他関係機関等との連携を強化し、情報共有しながら問題解決に努めます。 ○ 個人情報の取り扱いには十分配慮し、適正に取り扱うことで住民との信頼関係を築きながら、情報共有ができるように努めます。 ○ 生活困窮者に対し、自立相談と資金の貸付けを連携して行うことにより効果的な自立支援に努めます。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉総合相談窓口が困りごと相談の最初の入り口となり、様々な団体等と連携して複合化・複雑化した課題の解決に努めます。 ○ 複合的な課題や「制度の狭間」にある課題の解決に向け、福祉総合相談窓口を中心に、庁内外の関係機関とのネットワークを強化します。 ○ 個人情報を適正に取り扱うことで、住民との信頼関係を築きながら、情報共有ができるように努めます。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 包括的支援体制の構築 〈20〉	①福祉総合相談窓口を中心とした総合的な相談支援体制づくり	福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 建築課 学校教育課
	②生活支援事業	市社会福祉協議会
(2) 多様な関係機関・団体等との連携 〈21〉	①地域ケア会議	高齢福祉課
	②防府市地域総合支援協議会	障害福祉課
	③要保護児童対策地域協議会 ④子育て世代包括支援ネットワーク会議 ⑤地域の子育て支援団体とのネットワークの推進	こども相談支援課
	⑥生活困窮者自立支援事業	生活支援課 市社会福祉協議会
	⑦資金貸付事業 ⑧地域福祉活動推進事業 ⑨権利擁護事業 ⑩地域公益活動推進協議会	市社会福祉協議会
	①個人情報の適切な取り扱いにかかる周知	福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 建築課 学校教育課 市社会福祉協議会

・市の包括的支援体制



活動目標2 地域福祉サービスの充実

現状と課題

これまで、市民に対して分かりやすく情報を発信するため、広報紙やホームページ、各種パンフレットに加え、コミュニティFMの活用などの様々な情報手段を用い行ってきましたが、複雑化・多様化する福祉制度等に関する情報を、より分かりやすく地域住民へ提供できる体制を整えていく必要があります。

また、福祉サービスが契約制度へと移行する中、支援を必要とする人たちの生活課題はますます複雑化・多様化しています。そういった課題に対応していくために、これまでのように地区座談会等を開催して福祉課題やニーズを把握するとともに、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、介護や生活支援の事業者、NPO等が連携して、それぞれの特性を生かした事業の展開を促進するなど、サービスの質的向上を図ることが求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 情報提供の充実

福祉への理解と関心を持ってもらうため、広報紙やホームページ等を活用し、福祉サービスや制度に関する情報等を分かりやすく情報発信します。

実施目標(2) 福祉ニーズの把握

地域での福祉関係者合同研修会や地区座談会の開催、福祉サービス提供者との情報共有等により、住民の福祉に対するニーズを把握し、課題や問題の解決に向けた意識づくりに努めます。

実施目標(3) 連携・協働による福祉サービスの提供

福祉サービスの提供者や関係機関との連携・協働により、ニーズに即した福祉サービスの提供を促進していきます。

実施目標(4) 福祉サービスの質の向上

地域住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、それぞれの福祉サービスの内容を評価することにより、福祉サービスの質の向上等を図ります。

実施目標(5) 苦情相談の対応

福祉サービス利用者の立場に立ったサービス提供体制が確保されるよう、苦情解決制度による適切な解決に努めます。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関する制度やサービスに関心を持ち、内容を理解して選択します。 ○ 地域の身近な困り事は、住民同士で助け合います。 ○ 要望・意見等があれば、地域の組織に伝えます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相互に連携を図るとともに共有できる情報を発信します。 ○ 福祉活動を通して、地域の中での福祉課題を把握し、ニーズに即した福祉サービスの提供に努めます。 ○ 研修会等への参加や他の機関との情報交換により、福祉サービスの質の向上に努めます。 ○ 福祉サービス利用者からの苦情を真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決を図ります。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社協だよりやホームページ等を活用して、より多くの福祉情報が得られるよう情報発信に努めます。 ○ 地区社会福祉協議会と福祉関係者合同研修会や座談会等を開催することで、住民ニーズの把握と地域で課題を解決する福祉力の育成に努めます。 ○ 福祉サービス利用者からの苦情を真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決をするよう努めます。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報やホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による、充実した情報発信に努めます。 ○ 点字版広報や音声広報の発行、講演会等において要約筆記者や手話通訳者の配置を行います。 ○ 住民の意見等を積極的に把握し、適切な福祉サービスの提供を図ります。 ○ 県社会福祉協議会の実施する「福祉サービス第三者評価」等を活用し、受審事業者の拡大とともに福祉サービスの向上が図られるよう支援します。 ○ 福祉サービス事業者等に対して自己評価を促し、サービスの向上を図ります。 ○ 苦情を真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決をするよう努めます。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 情報提供の充実 〈23〉	①広報やホームページ等を活用した福祉サービスや制度の情報提供	くらし安全課 福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 市社会福祉協議会
(2) 福祉ニーズの把握 〈24〉	①各研修会や座談会、計画に基づくアンケート等の実施	福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 市社会福祉協議会
(3) 連携・協働による福祉サービスの提供 〈25〉	①緊急通報体制整備事業	高齢福祉課
(4) 福祉サービスの質の向上 〈26〉	①事業者への自己評価及び公表の指導 ②事業者への実地指導	生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課
(5) 苦情相談の対応 〈27〉	①各相談窓口業務	福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 市社会福祉協議会

活動目標3 支え合いのネットワークの拡充

現状と課題

ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭等で悩みや問題を抱えている人の孤立が増えてきています。

今後も、「小地域福祉活動計画」に基づきながら、孤立状態をなくし、地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域の組織、^{*}生活関連事業者等による地域での見守り活動等、地域全体での支え合いのネットワークを強化することが重要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 社会福祉協議会の基盤強化

地域福祉活動の中心的な存在である市社会福祉協議会の体制や財政基盤を強化し、各地域での活動拠点となる地区社会福祉協議会の活動促進と併せて、地域福祉活動を推進します。

実施目標(2) 地域での連携の促進

地域のネットワーク活動を促進するとともに、自治会単位の福祉活動が活発化するよう支援していきます。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の行事や活動を理解し、積極的に参加・協力します。 ○ 住民相互の交流を深め、地域福祉活動を他人事とは思わず、自分の事(我が事)とした意識の向上に努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動を積極的に住民へ周知し、関心を持ってもらえるよう、効果的な情報提供に努めます。 ○ 住民に幅広い地域活動への参加を促していく組織運営に努め、住民の地域福祉活動を支援します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福祉の輪づくり運動」の推進組織として活動の活性化を図ります。 ○ 寄付金等の財源を活用し、様々な地域福祉活動を実施します。 ○ 中期経営計画に基づき、法人の基盤強化に取り組みます。

○ 階層別研修及び専門研修を積極的に受講し、個人及び組織力の向上を図ります。
市
○ 地域福祉ネットワークの中心的存在としての市社会福祉協議会の活動を支援します。 ○ 運営費等の助成により、市社会福祉協議会の財政基盤の強化を支援します。 ○ 各地域の福祉関係機関・団体等との連携を促進します。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 社会福祉協議会の基盤強化 〈28〉	①市社会福祉協議会への助成及び活動支援	福祉総務課
	②法人運営事業 ③善意銀行事業	市社会福祉協議会
(2) 地域での連携の促進 〈29〉	①自治会の福祉活動への支援	地域振興課
	②地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会

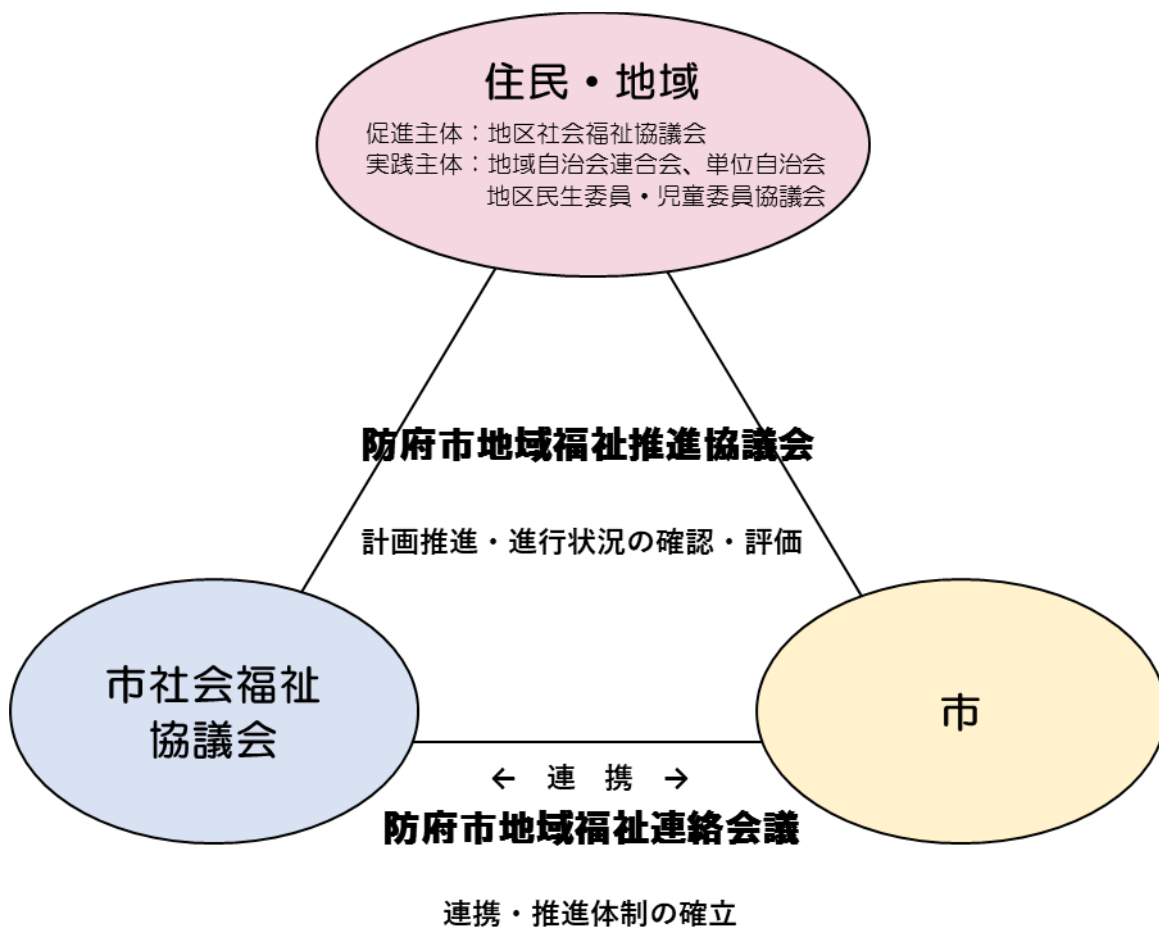
第5章

計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、平成 23 年度に設置した防府市地域福祉推進協議会により、住民・地域や市社会福祉協議会、市それぞれの役割が進んでいるかどうかを確認しながら、計画に掲げた取組を推進しています。

また、市においては、市社会福祉協議会と連携して防府市地域福祉連絡会議を設置し、市関係部局との連携も図りながら、地域福祉の推進を主体的に進めています。



なお、上図の市と市社会福祉協議会による組織的な推進体制のほか、各地域においては、地域の実情に合わせて地域福祉の推進組織を設置し、地域福祉の担い手である地域住民や自治会、民生委員・児童委員、福祉施設その他の事業者、NPO、ボランティア、当事者団体、関係機関等の参加を促進し、地域に根ざした地域福祉の推進に、住民・地域を挙げて、主体的に取り組むことが期待されます。

2 それぞれの役割

(1) 住民の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する地域住民一人ひとりであり、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための話し合いを行い、自らできること（自助）や手助けできること（共助）に、自ら積極的に、また、地域を挙げて主体的に参画することが重要になります。

(2) 地域・関係機関・団体等の役割

それぞれの地域では、地域の問題を住民同士で助け合って解決していけるよう、地域での住民の交流の促進を図るなど、地域住民が主体となった取組の普及・実践を図っていくことが求められており、サービス提供事業者や社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業等においても地域と連携した福祉活動や地域貢献活動、社会貢献活動を展開することが必要となります。

特に、社会福祉法人、福祉施設、福祉に関する事業者等においては、住民や地域だけでは対応が困難な課題の解決で、自らが有する社会資源を有効に活用していくことが求められています。

(3) 市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉推進の中核として位置付けられており、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

このため、市社会福祉協議会は、市と連携を図りながら本計画の推進役を担うとともに、本計画の基本的な考え方等を基に、それぞれの地域が取り組むこととなる地域の実情にあった具体的な活動計画の策定を支援し、その推進において住民や各種団体、市との調整役としての役割を担っていきます。

(4) 市の役割

市は、住民の福祉の増進を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があり、その責務を果たすために、市社会福祉協議会や保健・医療・福祉関係機関、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握や次代の福祉を見据えた教育・啓発活動に努めていきます。

また、計画が効果的に推進できるように福祉部局を中心に関係部局と連携し、計画に基づく事業の進行状況を確認し、庁内における意見交換や情報収集を進めるとともに、市民の課題に寄り添い、丸ごと受け止めることができる相談支援体制の構築を図るなど、計画の推進に努めていきます。

3 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国、県、県社会福祉協議会、共同募金会等の支援制度を積極的に活用します。

4 計画の評価

本計画の進行管理と実施状況の評価については、第3次計画に引き続き、防府市地域福祉推進協議会の活用を基本として進めていきます。

この協議会では、会議を定期的開催し、課題の点検を始め、進行管理や調整等を行うとともに、その結果を踏まえ、防府市地域福祉連絡会議において市（関係部局）と市社会福祉協議会間で十分な検討を行った上、必要に応じて計画の見直し等を引き続き行います。

また、本計画の最終年度には、年次計画として掲げた実施目標計画の具体的な検証をこの協議会において行い、次期計画の策定を進めていきます。併せて、現計画の進捗状況や実施目標計画の検証結果については、ホームページへの掲載等により広く住民へ公表します。

資料編

1 防府市地域福祉推進協議会設置要綱

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 防府市における地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、防府市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉施策に関する基本的な計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画に基づく地域福祉施策の総合的な推進に関すること。
- (3) その他地域福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、市民及び行政関係者のうちから市長が委任する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(連絡会議)

第7条 協議会における専門的事項等について調査研究するため、防府市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部福祉総務課及び防府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 防府市地域福祉推進協議会 委員名簿

No.	区 分	団 体 名 等	職名 (役職)	氏 名
1	学識経験者	山口県立大学	名誉教授	草 平 武 志
2	〃	山口県立大学社会福祉学部	教 授	長谷川 真 司
3	活動実践団体	右田地区社会福祉協議会	会 長	石 田 和 雄
4	〃	防府市自治会連合会		吉 村 廣 樹
5	〃	防府市民生委員児童委員協議会	会 長	山 崎 元
6	医療関係団体	一般社団法人 防府医師会	理 事	松 村 康 博
7	福祉・介護サービス 関係事業者	地域包括支援センター	防府西地域 包括支援 センター長	大 道 久 子
8	〃	社会福祉法人 防府市社会福祉事業団	常務理事	島 田 文 也
9	児童福祉関係団体	防府市子ども会育成連絡協議会	事務局長	松 永 小夜子
10	母子保健関係団体	防府市母子保健推進協議会	会 長	宮 木 淳 子
11	高齢者福祉関係団体	防府市老人クラブ連合会	会 長	長 尾 隆 治
12	当事者団体	防府市障害福祉団体連合会	会 長	中 村 信 也
13	ボランティア団体	防府ボランティア連絡会	会 長	門 田 美和子
14	NPO 団体	特定非営利活動法人 市民活動さぽーとねっと	職 員	山 野 悦 子
15	企業等社会貢献活動 事業者	東山口信用金庫	次 長	湯 面 伸 哉
16	教育関係者	防府市小学校長会	西 浦 小学校長	野 村 恭 子
17	行政関係者	山口健康福祉センター防府 保健部（防府保健所）	所 長	原 田 昌 範
18	〃	防府公共職業安定所	総括職業 指導官	林 里 江 子
19	社会福祉協議会	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	地域福祉 班主幹	中 村 美 保
20	公募委員			讃 井 康 一

【令和7年9月現在】

3 防府市地域福祉連絡会議設置要綱

平成23年4月1日制定

(設置)

第1条 防府市地域福祉推進協議会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、防府市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議の委員は、防府市職員のうち別表に掲げる職にある者及び防府市社会福祉協議会の事務局長とする。

2 連絡会議に会長を置く。

3 会長は、福祉部次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれを務める。

3 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉部福祉総務課及び防府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別 表)

総 務 部	人 事 課 長
〃	行 政 管 理 課 長
〃	防 災 危 機 管 理 課 長
〃	財 政 課 長
総 合 政 策 部	政 策 推 進 課 長
〃	地 域 振 興 課 長
〃	広 報 政 策 課 長
文化スポーツ観光交流部	ス ポー ツ 振 興 課 長
〃	文 化 振 興 課 長
生 活 環 境 部	環 境 政 策 課 長
〃	く ら し 安 全 課 長
福 祉 部	高 齢 福 祉 課 長
〃	障 害 福 祉 課 長
〃	生 活 支 援 課 長
〃	福 祉 総 務 課 長
保 健 こ ど も 部	子 育 て 推 進 課 長
〃	こ ど も 相 談 支 援 課 長
〃	健 康 増 進 課 長
産 業 振 興 部	商 工 振 興 課 長
土 木 都 市 建 設 部	都 市 計 画 課 長
〃	建 築 課 長
消 防 本 部	消 防 総 務 課 長
教 育 委 員 会 教 育 部	教 育 総 務 課 長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	生 涯 学 習 課 長

4 地域福祉に関する法律や制度の動向

平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

- ①多機関の協働による包括的支援体制構築事業
- ②地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供

平成28年5月 成年後見制度の利用促進に関する法律施行

- ①成年後見制度の理念の尊重
 - ・ノーマライゼーション
 - ・自己決定権の尊重
 - ・身上の保護の重視
- ②地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進
- ③成年後見制度の利用に関する体制の整備

平成28年6月 「^{*}ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる

- ①「地域共生社会」の実現
- ②地域コミュニティ育成等の推進

平成29年3月 成年後見制度利用促進基本計画(閣議決定)

- ①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

平成29年12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

- ①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
- ④市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援

平成30年4月 改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律）の施行

- ①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念
- ②理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める
- ③地域福祉計画の充実

令和元年12月 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する地域共生社会推進検討会（地域共生社会推進検討会）」最終とりまとめ

- ①地域共生社会の理念
- ②福祉政策の新たなアプローチ
- ③市町村における包括的な支援体制の整備の在り方
- ④市町村における包括的支援体制の整備促進のための基盤

令和3年4月 社会福祉法等改正法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）の施行

- ①地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域共生社会の実現を目指して地域福祉を推進
- ②市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、以下を実施する重層的支援体制事業を創設
 - i 相談支援
 - ii 参加支援
 - iii 地域づくりに向けた支援

令和4年3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画（閣議決定）

- ①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- ②成年後見制度の運用改善等
- ③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

5 計画の策定経過

月 日	項 目	主 な 内 容
令和6年 5月18日	右田・玉祖地区座談会 (右田公民館)	・右田地区社会福祉協議会 他
6月15日	西浦地区座談会 (西浦公民館)	・西浦地区社会福祉協議会 他
6月24日	向島地区座談会 (向島公民館)	・向島地区社会福祉協議会 他
7月 1日	令和6年度第1回防府市地 域福祉連絡会議(以下、「連 絡会議」と記載) 【資料送付のみ】	・計画策定趣旨及び位置づけについて ・計画策定のスケジュール(案)について ・市民アンケート(案)について
7月10日	松崎地区座談会 (防府市公会堂)	・松崎地区社会福祉協議会 他
7月17日	令和6年度第1回防府市地 域福祉推進協議会(以下、 「協議会」と記載)	・計画策定趣旨及び位置づけについて ・計画策定のスケジュール(案)について ・市民アンケート(案)について
7月30日～ 8月30日	市民アンケート実施	・18歳以上の市民2,000人に送付(無作 為抽出)
10月15日	令和6年度第2回連絡会議	講義:「地域福祉推進における市町村行政の役 割について～地域福祉計画策定における行政・ 市民のパートナーシップの構築について～」 講師:山口県立大学名誉教授 草平武志 氏
令和7年 3月19日	令和6年度第3回連絡会議	・市民アンケート及び地区座談会の結果につ いて ・骨子(案)について
3月25日	令和6年度第2回協議会	・市民アンケート及び地区座談会の結果につ いて ・骨子(案)について
6月11日	令和7年度第1回連絡会議	・素案について
7月 4日	令和7年度第1回協議会	・素案について
10月 6日	令和7年度第2回連絡会議	・パブコメ案について
10月31日	令和7年度第2回協議会	・パブコメ案について
11月25日～ 12月24日	パブリックコメント実施	
	令和7年度第3回連絡会議	・最終案について
	令和7年度第3回協議会	・最終案について

6 用語解説

【あ行】

**エヌピーオー
NPO** (Non-Profit Organization) 営利を目的とせず、公益のために活動する民間組織。

【か行】

ガイドヘルプ 一人では外出できない視覚障害者や脳性まひなどの全身性障害者に付き添って、歩行の介助や誘導をする活動。

聞いて得するふるさと講座（出前講座） 市内に在住の10人以上の団体・グループに対して、市の職員が講師となり地域等へ出向き、市の取組や制度などについて説明する講座。

協働 住民・企業・行政など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

個人情報 平成15年5月に公布された「個人情報の保護に関する法律」、いわゆる個人情報保護法では、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定義されている。

コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW） 地域に出向き、地域住民や専門職と協働し、地域での生活課題の発見や制度だけでは解決できない課題等への対応を行う専門職。

【さ行】

サポートマーク 内部障害・聴覚障害・発達障害・高次脳機能障害のある方、義足や人工関節を使用している方など「外見からは援助を必要としていることが分からない方」が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としている事を示すマーク。

自主防災組織 地震等の災害に備え、自治会等の単位で、いざという時の連絡や役割の分担、防災訓練等、地域住民が主体となって防災活動を行う組織。

市民活動支援センター 防府市市民活動支援センターは、防府市における市民活動の促進支援及び活性化を図るために設置された施設で、ボランティア活動などの市民活動のきっかけ作りの場として、市民活動についての相談や活動団体・個人の登録、機関紙の発行や会議室の利用などの活動支援を行う。

市民後見人 弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた上、他人の後見等になることを希望して、家庭裁判所から選任された後見人。

社会福祉協議会 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民の参加のための支援等を行う。

小地域福祉活動 「福祉の輪づくり運動」の中で、「小地域」（自治会）単位で行われる活動。

親族後見人 配偶者、親子、兄弟姉妹、その他親族による後見人。

親和図法（KJ法） カード化された多くの意見や気付きの中から関連するものをグループ化し、アイデアの展開や問題解決の糸口を探り出していくための手法。

生活関連事業者 新聞配達や郵便、宅配、ガスや水道、電気の検針、介護事業者等、業務の中で各家庭を訪問する機会がある事業者。

生活困窮者 現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性がある人で、自立が見込まれる人。

生活支援コーディネーター 「地域支え合い推進員」とも言い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

成年後見制度 知的障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができるようにするなどによって、これらの人を不利益から守る制度。

相談支援専門員 障害のある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行う。

相談支援包括化推進員 住民の身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めるとともに、複合化・複雑化した課題への確に対応するための包括的・総合的な支援体制（包括的支援体制）を構築するために、分野ごとの相談窓口の調整及びコーディネートを行う。

【た行】

多文化共生 国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域活動リーダー 地域づくり活動を自らが考え、協働による取組を実践する人。

地域共生社会 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括ケアシステム 介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを一体的に受けられる支援体制。

地域連携ネットワーク 全国どの地域においても必要な成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組。

中核機関 「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが地域の権利擁護（以下4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。【4つの機能】①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整（マッチング））、担い手の育成・活動の促進、④後見人支援

【な行】

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） 知的障害のある人、認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助を行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している事業。

（「地域福祉権利擁護事業」は、平成19年4月1日から「日常生活自立支援事業」という事業名称に変更された。）

ニッポン一億総活躍プラン 女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の一億総活躍社会を実現するためのプラン。

【は行】

パブリックコメント 各種の市の計画策定において、事前に計画内容を公表して、広く住民から意見を募集し、計画への反映等により、その内容を考慮するとともに、意見に対する市の考え方などを公表する一連の手続き。

バリアフリー 障害のある人が社会生活を営む上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去を指していたが、現在では、障害の有無や年齢にかかわらず、人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

福祉員 地域住民の中から選出され、市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する小地域福祉活動の推進者で、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりの実現を目指して、近隣住民や自治会長、民生委員・児童委員等と協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動などを進める。

福祉の輪づくり運動 「困ったときにお互いが助け合える組織を地域につくろう」を合言葉に、地域住民を中心に保健・医療・福祉の関係者や様々な機関・団体が力を合わせて地域の福祉問題を解決していこうというもので、福祉のネットワークを全県に整備し、地域ぐるみの支援体制づくりを進める運動。

プラットフォーム 言葉の意味では「場、基盤、舞台」を示すが、協同実践においては、地域課題の解決といった目的の達成や福祉教育を通じた地域づくりの推進などのために作り上げる関係者間の場を指す。

ふれあい・いきいきサロン 高齢者や障害のある人、子育て中の親子など、地域の誰もが、楽しく、気軽に参加できる地域の居場所。現在、市内123か所。

ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。

ボランティア 一般的には、自発的で自由な意思に基づく個人の非営利的な社会参加活動又はその活動を行う個人。奉仕活動といった意味合いがあるため、無償で行われることが多いが、近年では有償での活動も多くみられる。

【ま行】

まなぼら 市生涯学習課、市社会福祉協議会、防府市市民活動支援センターの3機関が協働して発行しているボランティア・協働情報紙の名称。様々なイベント情報や市民活動団体・助成金情報等を掲載し、4か月ごとに発行。

民生委員・児童委員 民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された人で、児童福祉法に定める児童委員も兼ねており、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などの職務がある。

【や行】

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度 身体障害者用駐車場の適正な利用を推進するため、障害のある人や高齢者、妊産婦等で歩行、乗降が困難な者に県内共通の利用証を交付し、協力施設の駐車スペースを利用できるようにする制度。

友愛訪問グループ 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会会長から委嘱を受けて、地域社会におけるあたたかい見守りを促進することを目的に、65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して訪問活動を実施するグループ。原則として、3人以上の成人で構成され、自治会ごとに設置。

ユニバーサルデザイン 高齢者や障害のある人を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。

要配慮者 高齢者、障害のある人、乳幼児その他災害時に特に配慮を要する人。

7 市民アンケート調査及び地区座談会報告書

第4次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画市民アンケート調査結果(概要)

1 調査の概要

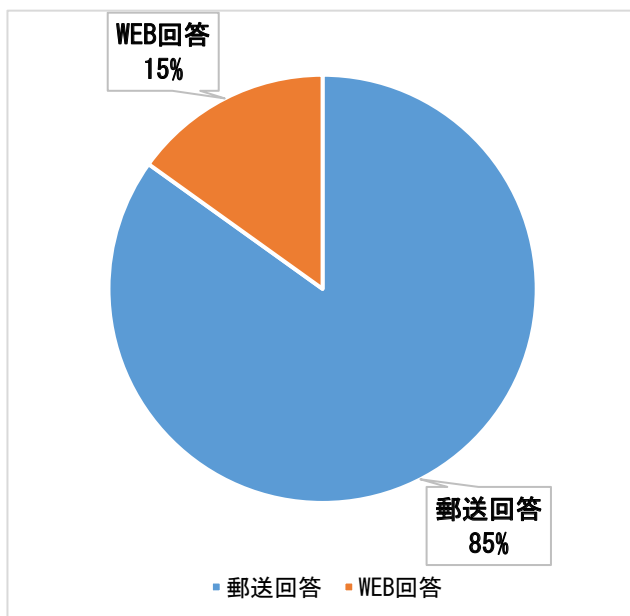
地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、地域福祉計画を策定する上での基礎資料とすることを目的として、市民アンケートを実施した。

調査対象	： 18歳以上の防府市民 2,000人
抽出方法	： 層化抽出法（地区、年齢、性別に基づいて層に分け、各層から標本を無作為抽出）
調査方法	： 郵送によるアンケートの配布・郵送およびWEBによる回収
調査期間	： 令和6年7月30日から8月30日まで
有効回答者	： 729人（郵送619人、WEB回答110人）（回答率36.5%）

2 調査結果の概要

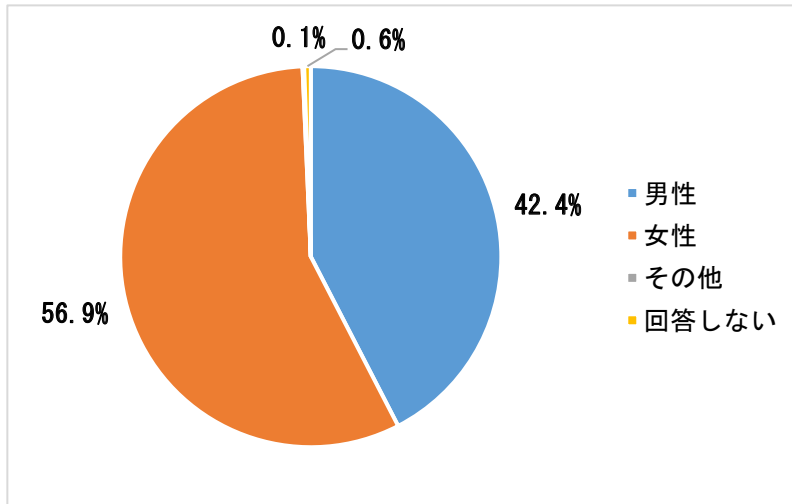
(1) 回答方法

今回から郵送のほか、WEBでも回答が可能となり、15.1%の人がWEBにより回答した。



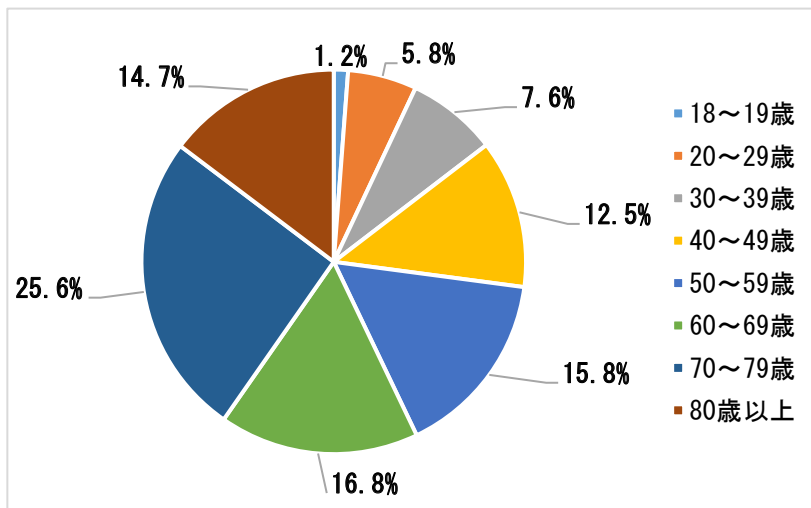
(2) 基本属性

ア 性別



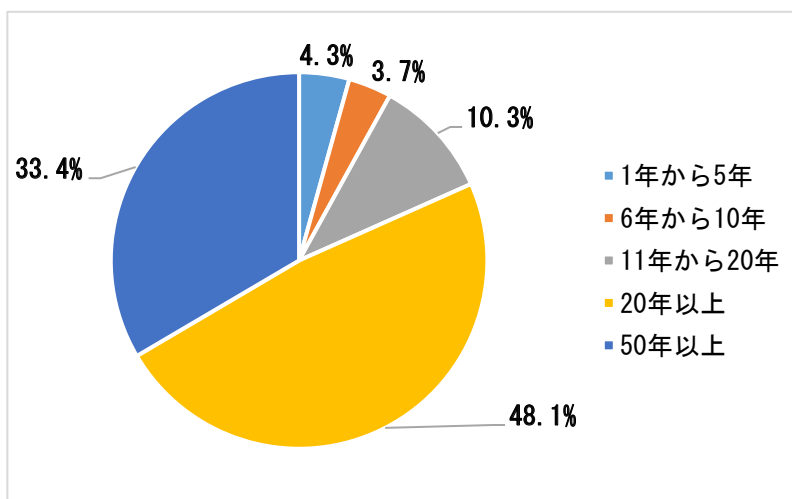
イ 年齢

「70代」が25.6%と最も多く、「60代」が16.8%と続いている。



ウ 防府市の居住年数

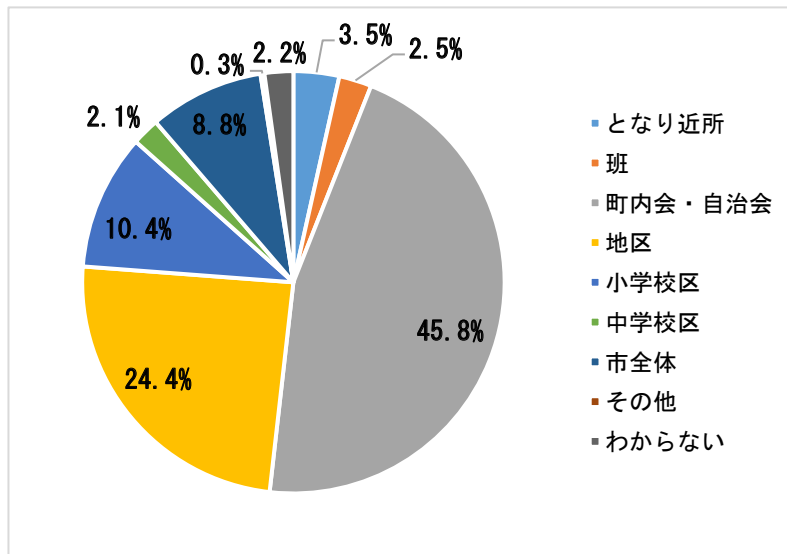
「20年以上」が48.1%と最も多く、「50年以上」が33.4%と続き、両者で8割を超えている。



(3)「地域」について

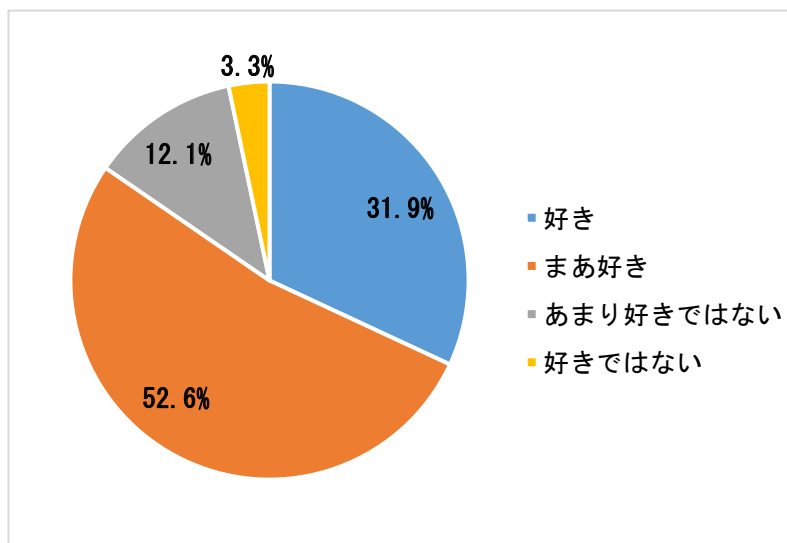
ア 思い浮かべる「地域」とは

町内会・自治会（45.8%）、地区（24.4%）、小学校区（10.4%）といった身近な地域社会を思い浮かべる人が全体の8割を超える。



イ 地域への愛着

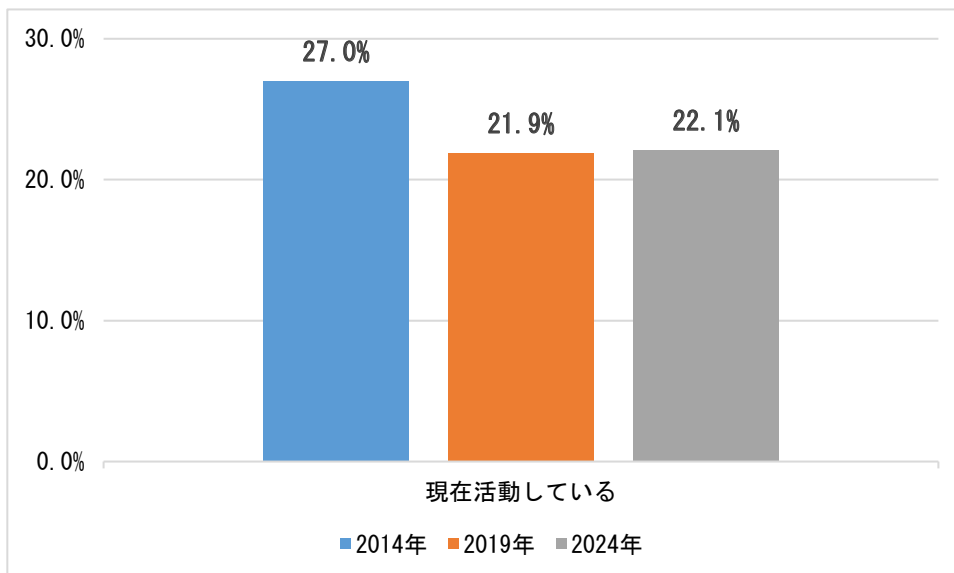
8割以上の人々が住んでいる地域が好きと答えている。



(4) 地域活動への参加について

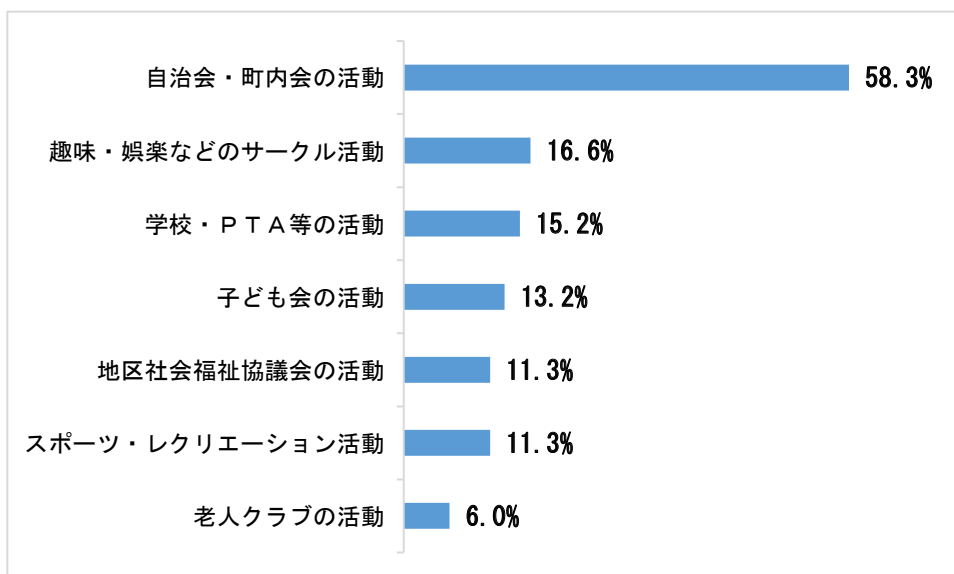
ア 地域活動への参加について(経年変化)

仕事以外に地域で活動されている人数は、2014年よりも減っているが横ばいである。厚生年金受給開始年齢の引上げ並びに高年齢者雇用安定法の実施等あるいは2020年以降の5年間に新型コロナ感染拡大等地域活動への参加を阻害する要因があった中で、経緯を踏まえると今後の推移が懸念される。



イ 参加している地域活動の内容

参加している地域活動の内容としては、自治会・町内会活動が1番多かった。

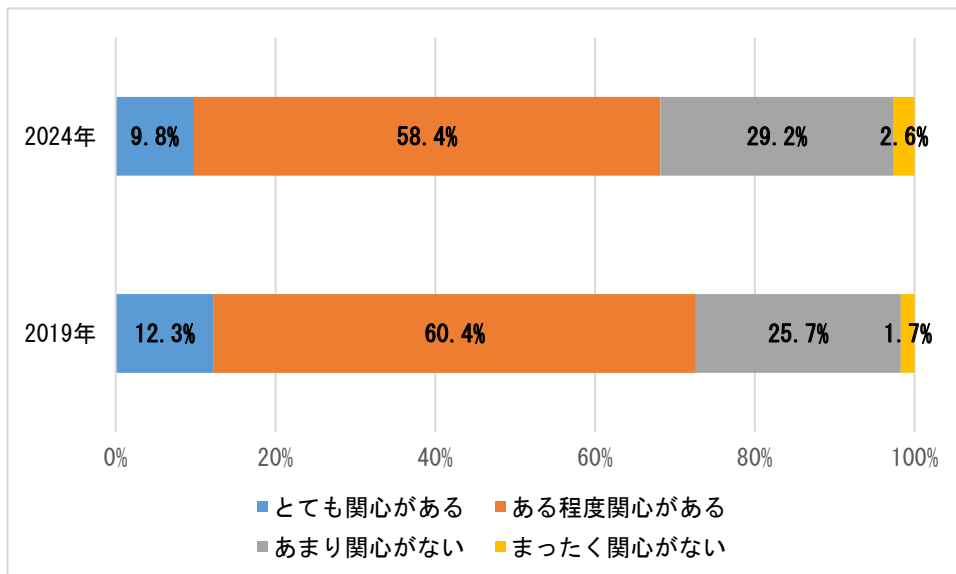


※ 数値は活動している人の中での割合である。

(5) 福祉の関心について

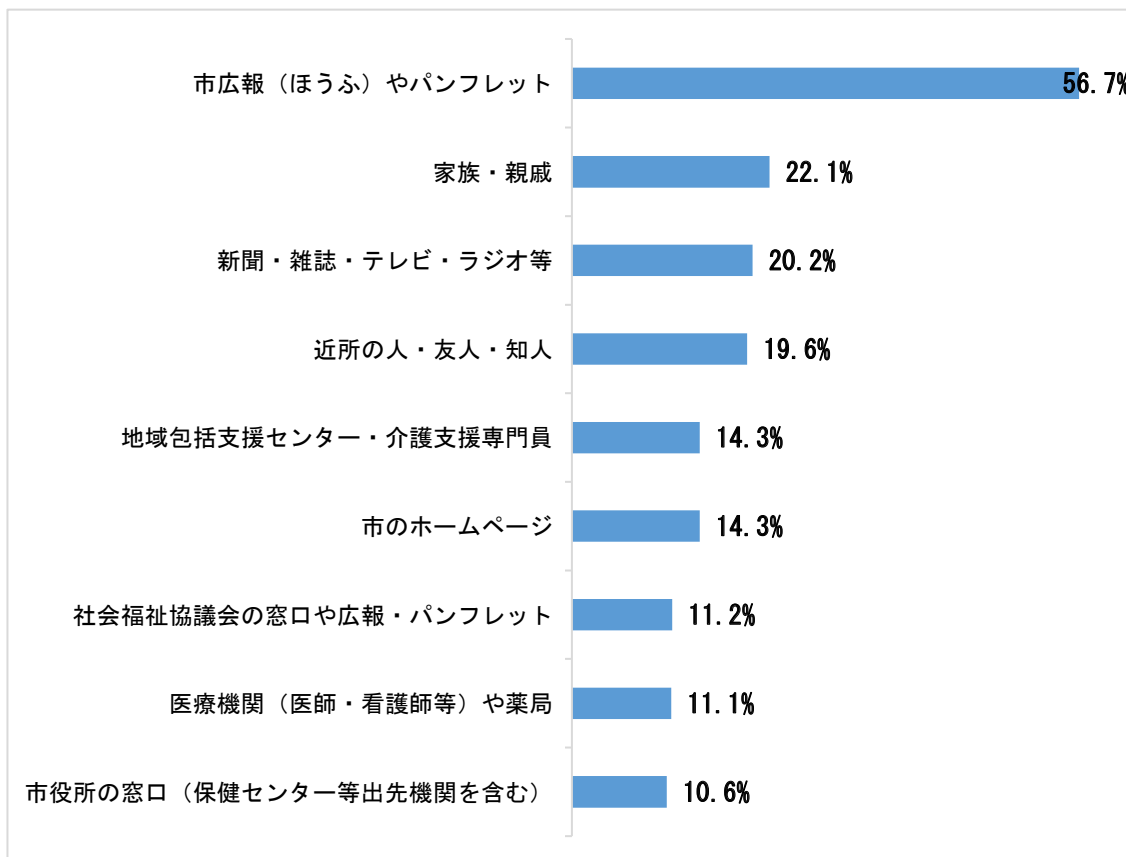
ア 福祉への関心

前回調査(2019年)とほぼ同じ傾向であるが、「とても関心がある」「ある程度関心がある」が減少しており、「あまり関心がない」「まったく関心がない」が増加している。



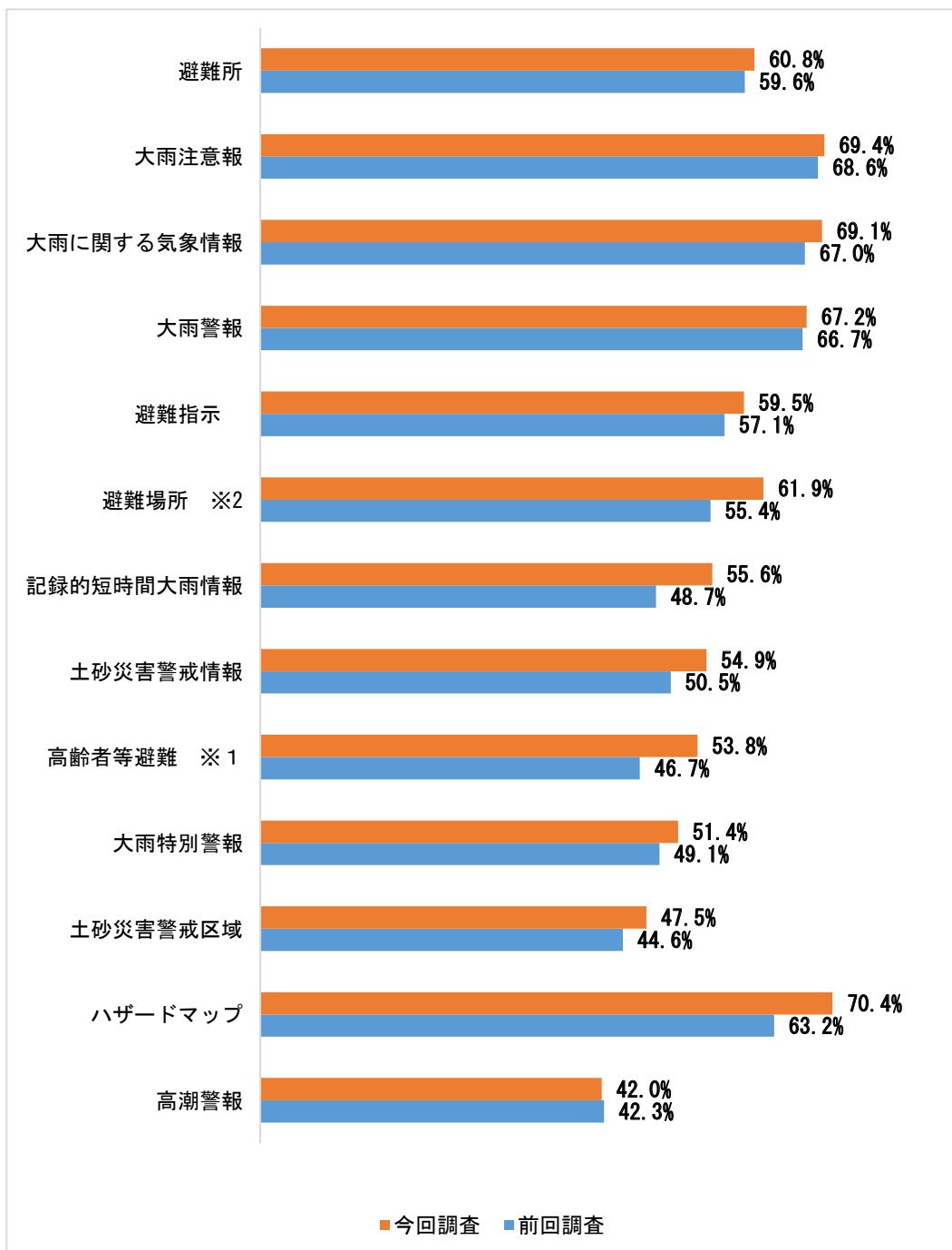
イ 福祉サービスの情報源

福祉サービスの情報源としては、市広報（ほうふ）やパンフレットが一番多い。



(6) 防災への関心（防災に関して言葉の意味がわかるもの）

防災に関する用語について、市民の理解が広がっている。

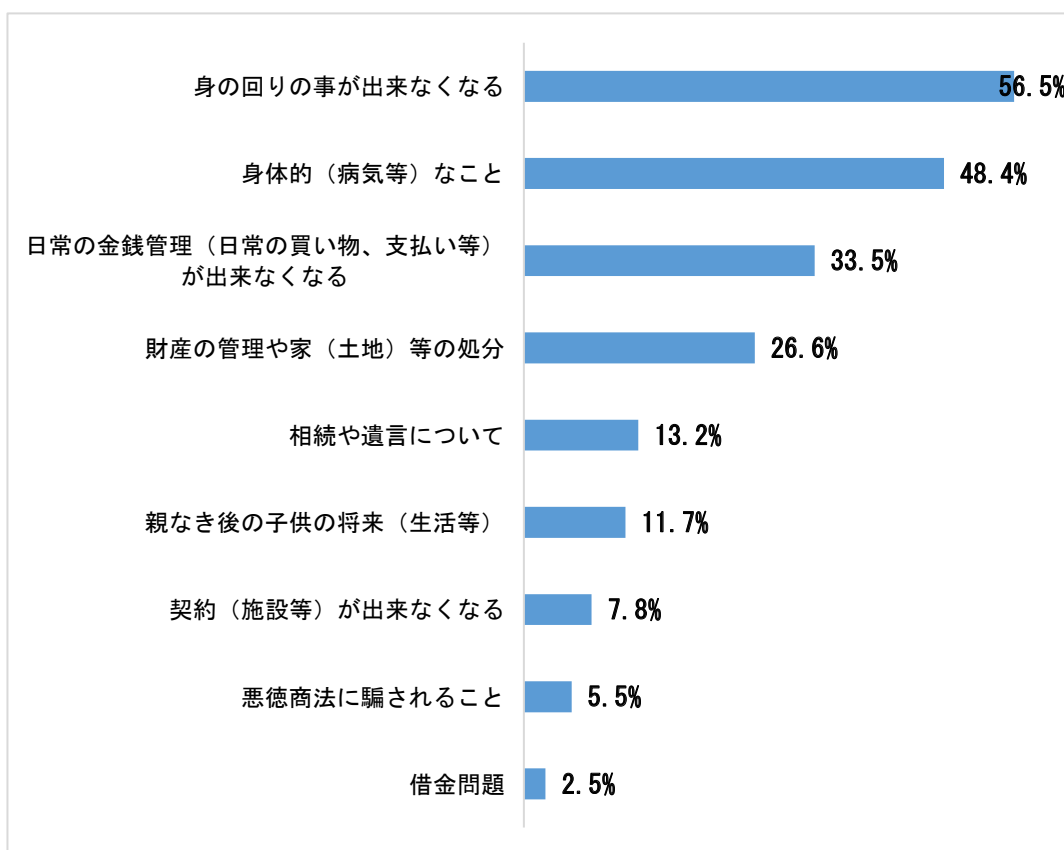


※1 「高齢者等避難」は、前回の「避難準備・高齢者避難開始」から変更

※2 「避難場所」は、前回の「緊急避難場所」から変更

(7) 将来への不安

将来への不安としては、身の回りの事が出来なくなること、身体的（病気等）などが多かった。

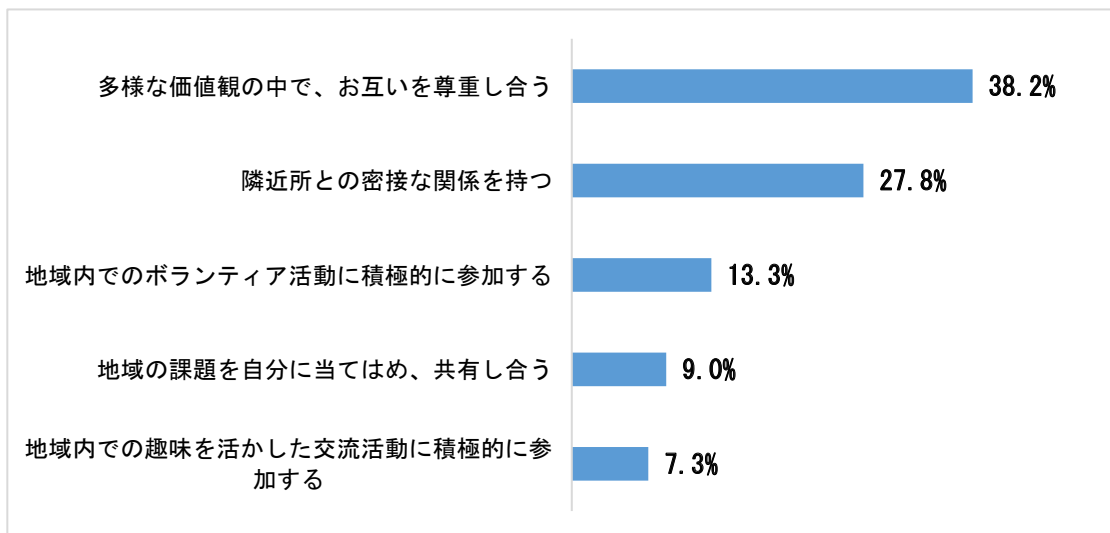


(8) 住民・社会福祉法人・行政の役割

地域福祉を進めていくためには、住民・社会福祉法人・行政の協力が必要とされています。

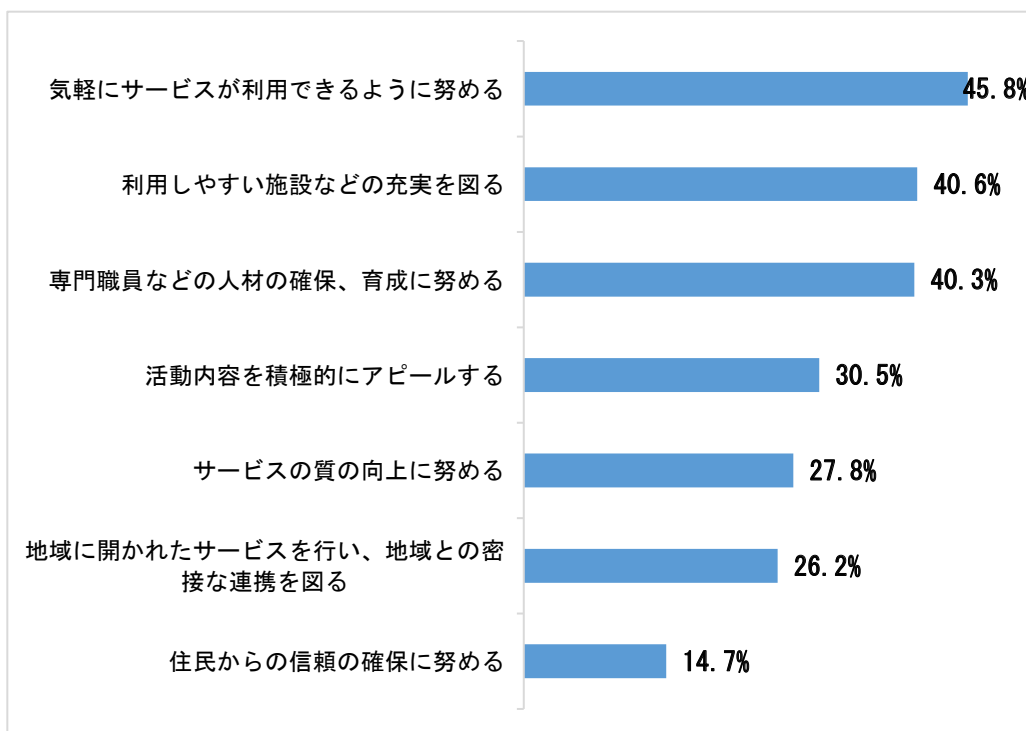
ア 住民の役割

住民の役割として、多様な価値観の中で、お互いを尊重し合う、隣近所との密接な関係を持つが上位を占めた。



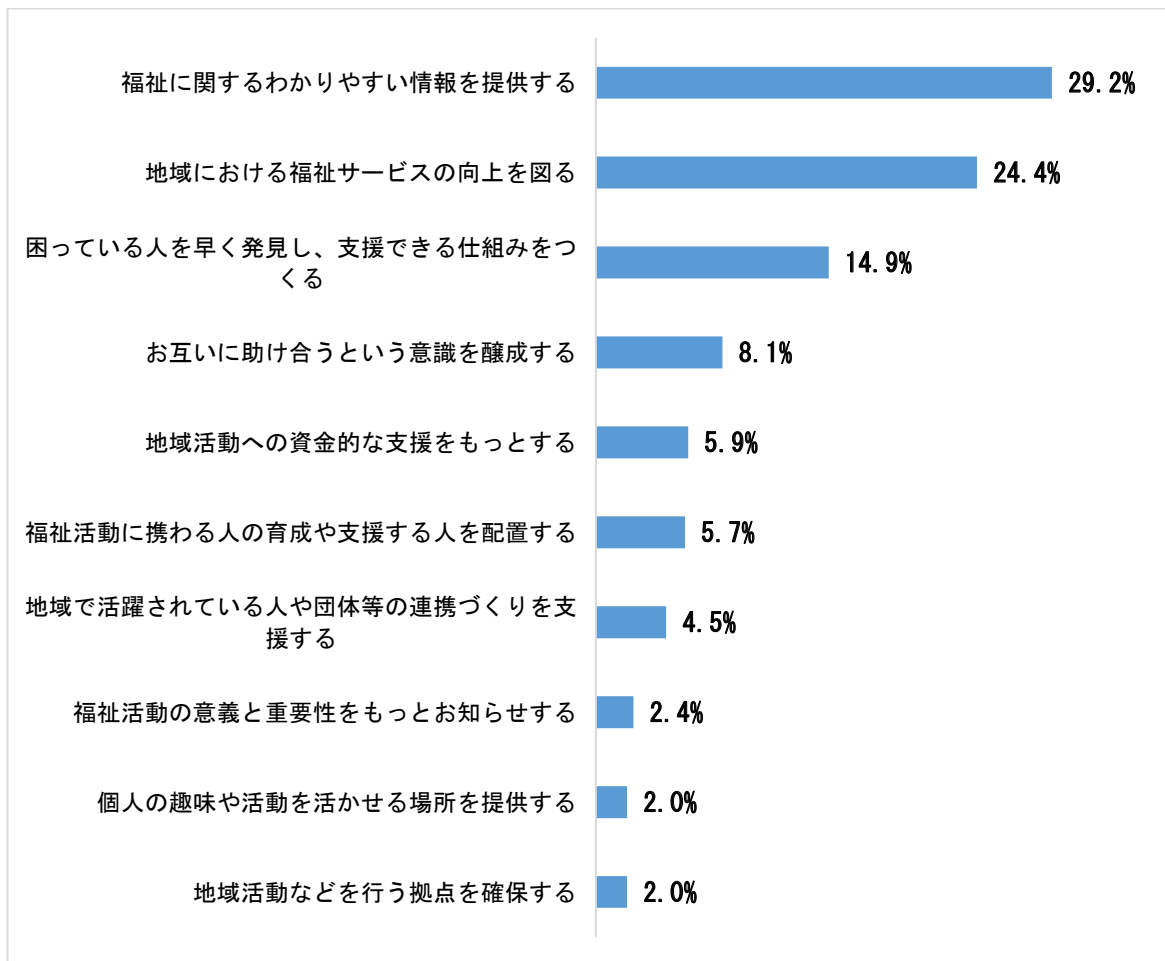
イ 市社会福祉協議会や社会福祉法人の役割

市社会福祉協議会や社会福祉法人の役割として、気軽にサービスが利用できるように努めること、利用しやすい施設などの充実を図ることが上位を占めた。



ウ 行政の役割

行政の役割として、福祉に関するわかりやすい情報の提供、地域における福祉サービスの向上が上位を占めた。



第4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた座談会

参加者

地区社協役員、民生委員児童委員、自治会役員等、福祉員、友愛訪問グループ員、ボランティア、公民館スタッフ、先生、学生、包括支援センター職員、市役所職員、市社協職員、社会福祉施設(幸せますねっと)職員

開催状況について

- 1 右田・玉祖地区 右田公民館 2024年5月18日(土) 参加者88名
総意見数 300件
内 問題解決に向けた意見 92件
課題件数 208件
 - ・買物、通院の交通手段が少ない。・困り事(ゴミ出し等)の相談先が解らない。
 - ・高齢、若年世帯の状況が把握できない。・個人情報の壁がある。
 - ・スマホ、ネット操作を教えてほしい。・公園が少なく遊びにくい。
 - ・災害時の避難が心配。・役員の担い手が減少。

- 2 西浦地区 西浦公民館 2024年6月15日(土) 参加者62名
総意見数 145件
内 問題解決に向けた意見 52件
課題件数 93件
 - ・買物、通院の交通の便が悪い。・個人情報の取扱による訪問の難しさ。
 - ・空家が多く草木掃除が出来ていない。・スマホ、パソコン操作を教えてほしい。
 - ・駐在所が無くなり巡回が無くなった。・災害時の避難が心配。・役員の担い手が減少。

- 3 向島地区 向島公民館 2024年6月24日(月) 参加者49名
総意見数 109件
内 問題解決に向けた意見 44件
課題件数 65件
 - ・困っていても手伝いが難しい。・スマホ操作を教えてほしい。蜂がいて困る。
 - ・雑草が伸びている。・買い物に困る。

- 4 松崎地区 防府市公会堂 2024年7月10日(水) 参加者57名
総意見数 171件
内 問題解決に向けた意見 61件
課題件数 110件
 - ・交通手段が少ない。・ガードレール設置、横断歩道の塗替えをして欲しい。
 - ・資源ごみを出すのが難しい。・困り事の相談先を教えてほしい。
 - ・子どもの減少が進む。・若者と高齢者の交流の場所が欲しい。
 - ・公園で遊びにくくなっている。・空家の雑草、樹木の管理をして欲しい。
 - ・ボランティアが集まらない。

Memo



だれもがワンボラ



住民のボランティアへの関心を高め、誰もが背伸びせず、気軽に、できる範囲のボランティア活動の一つでも体験してほしいとの思いを込め、「だれもがワンボラ」を合い言葉に、ボランティアのきっかけづくりやボランティア活動に関する支援を進めています。

「だれもがワンボラ」運動

マスコット つぼみちゃん

誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり
～ 見守り合い 助け合い みんなでつくろう いきいき防府 ～

第 4 次
防府市地域福祉計画
防府市地域福祉活動計画
令和8年4月

防府市 福祉部 福祉総務課

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市役所 本館2階

電話 (0835) 25-2349

FAX (0835) 25-2549

E-mail shakai@city.hofu.yamaguchi.jp

社会福祉法人 防府市社会福祉協議会

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市役所 福祉棟2階

電話 (0835) 22-3907

FAX (0835) 25-1388

E-mail fureai-net@hofushishakyo.jp